

令和9年度税制改正に関する要望

【要望項目説明資料】

令和 8 年 9 月

日本証券業協会
資産運用業協会
全国証券取引所協議会

I 中間層の資産形成を支援するための税制措置

1. NISA制度の更なる利便性向上等

- ① NISA制度が「貯蓄から投資へ」の流れを促進するものであることを踏まえ、施策の推進を図ること
例えば、投資商品の入替えをしやすくするための非課税保有限度額の当年中の復活や、様々な資産運用ニーズに応えるための対象商品の拡充等といった利便性向上に取り組むこと
(注)制度設計に当たっては、投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとする
- ② 対象商品やNISA口座への受入れ等の要件の見直し、事務手続の簡素化等のNISA制度の利便性向上のための所要の措置を講ずること
- ③ NISAに係る業務を持続的に実施できる環境整備に向けて、金融機関の負担軽減のための措置を講ずること

2. 確定拠出年金制度の拡充等

- ① 国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築のため、以下の措置を講ずること
 - 拠出限度額の引上げ
 - 「キャッチアップ拠出」の創設
 - 特別法人税の撤廃
 - 老齢給付金の受給要件の緩和
 - 受給開始年齢上限の引上げ
 - 生涯拠出枠の創設(中長期的な課題)
- ② 私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備のため、以下の措置を講ずること
 - 中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の対象企業の要件緩和
 - 災害等のやむを得ない事情がある場合に限り中途引出しを可能とすること
 - 財形年金貯蓄からiDeCoへの移換を可能とすること
 - 中途退職に伴う退職一時金等について企業型DC又はiDeCoへの移換を可能とすること

Ⅱ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税に係る相続税評価額等の見直し

- ① 世代間の資産承継を円滑にするために、一定の要件を満たす上場株式等について、相続税に関する税制優遇措置を講ずること
- ② 資産間における相続税の負担感の差により投資者の資産選択を歪めることがないように上場株式等の相続税評価額を見直すこと
- ③ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃するとともに、みなし譲渡収入にあたる場合についても適用対象とすること

2. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

Ⅲ 金融所得課税のあり方

- 金融所得課税の対象となる課税口座の利用者の年収は500万円未満の者が約3分の2(66%)を占め、30代以下を含めすべての世代でNISA口座を上回る買付をしていること
- 金融所得課税の強化により個人が保有する株式が大きく売られることから、金融所得課税の強化は、「貯蓄から投資へ」の流れを大きく妨げ、成長資金の供給の障害となるため、行わないこと

Ⅳ 金融商品に係る損益通算範囲の拡大に関する税制措置等

- ① デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること
(注)実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること
- ② 金融所得を勘案する諸制度については、「貯蓄から投資へ」という資産運用立国の施策の流れを阻害しないよう十分に配慮すること
- ③ 個人が受け取る株券等貸借取引に係る貸借料等について、他の金融所得と同じ取扱い(税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、特定口座での取扱い並びに源泉徴収及び申告不要)とすること

V スタートアップを支援するための税制措置

1. 非上場株式等の発行・流通市場の活性化

- ① 以下の非上場株式及び私募投資信託等について、上場株式等と同様の取扱い(配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用並びに特定口座での取扱い等)とすること
 - J-Ships(特定投資家向け銘柄制度)において取り扱われるもの
 - 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの
- ② スタートアップの創業後の規模の成長を後押しする観点から、スタートアップの資金供給の強化と出口戦略の多様化等に資する税制優遇措置を講ずること

2. 非上場株式へ投資を行う私募投資信託の活性化等

- 非上場株式へ投資を行う匿名組合や投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託(例えば特定投資家私募の投資信託等)について、税法上、集団投資信託とみなしたうえで、上場株式等と同様の取扱いとすることその他個人からの投資を促進する措置を講ずること

VI 市場環境の整備、金融機関の負担軽減及び投資者の利便性向上等のための税制措置

1. 特定口座等の利便性向上

- ① 上場株式等（適格外国金融商品市場に上場する外国株式等を含む）の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には、課税を繰り延べるとともに、当該上場株式等が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること
- ② 上場廃止日後に効力発生日が到来するコーポレートアクションにより少数株主等に対し交付される金銭について上場株式等の譲渡として取り扱うこと
- ③ 発行体から通知される交付金銭等情報等の過誤や外国株式の剰余金支払後の原資変更等が判明したことにより金融商品取引業者等において税務上の是正処理を行った場合に、当該処理に伴って顧客と授受を行う金銭については、金銭授受の時点における所得又は損失とみなす取扱いとすること
- ④ 資本の払戻しによるみなし譲渡収入について、源泉徴収選択口座における収入すべき時期を支払開始日とすること
- ⑤ 源泉徴収選択口座内の譲渡所得等の計算上、残高連動手数料や投資顧問契約に係る投資顧問報酬について、性格を問わず費用処理できるようにすること

2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ① 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、適用期限の撤廃及び対象債券等の範囲の拡充を図ること
- ② 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の撤廃又は延長及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること
- ③ 外国金融機関等が特定金融機関等との間で行う債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の非課税適用申告書に関する異動申告書の提出期限を撤廃又は緩和すること
- ④ OECDの新国際課税ルール及び関連する国内法の整備にあたっては実務に与える影響に配慮したものとすること

3. 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ① 再生可能エネルギーの最大限導入・長期安定電源化に向けて、上場インフラファンドの利活用を促進するため、上場インフラファンドに係るペイスルー課税特例について、以下の措置を講ずること
 - 上場インフラファンドの導管性要件について、再生可能エネルギー発電設備の取得に係る期限を撤廃すること
 - 上場インフラファンドが再生可能エネルギー発電設備を取得した場合における導管性の付与について、設備の貸付日から 20 年間としている期間を恒久化又は延長すること
 - 上場インフラファンドの導管性要件について、匿名組合出資を通じて再生可能エネルギー発電設備に投資する場合における賃貸要件を不要とすること
 - ペイスルー課税特例の対象資産に系統用蓄電池を含めること
- ② 投資信託等(証券投資信託・ETF・JDR・REIT 等)に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと
- ③ 投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱いに係る改正を行うこと
- ④ 不動産取得税における土地の課税標準の軽減措置並びに住宅及び土地に関する税率の軽減措置を延長すること
- ⑤ 固定資産税及び都市計画税の負担調整措置及び条例減額制度を延長すること
- ⑥ 投資法人等が規約等に従い特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を延長すること
- ⑦ 投資法人等が取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を延長すること
- ⑧ セキュリティトークン化匿名組合出資持分の課税区分を見直すこと

VI 市場環境の整備、金融機関の負担軽減及び投資者の利便性向上等のための税制措置

4. 税制適格譲渡制限付株式制度等の創設

- 従業員等へのインセンティブ報酬制度の活用拡大に向け、一定の要件を満たす譲渡制限付株式(RS)、譲渡制限株式ユニット(RSU)及びパフォーマンス・シェア・ユニット(PSU)については、課税時期を譲渡制限解除時又は権利確定時ではなく売却時まで繰り延べるとともに譲渡所得課税とする制度を創設すること

5. 事務手続の簡素化及び効率化

- ① 税制適格ストックオプション行使時の個人番号の通知の廃止又はみなし告知制度を導入すること
- ② 税務手続の更なるデジタル化を推進すること

6. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間(現行3年間)を延長すること

7. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

VII サステナブルファイナンス推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること(例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人については所得税・住民税、法人については法人税において、特別な控除を可能とすること)

I 中間層の資産形成を支援するための税制措置

1. NISA制度の更なる利便性向上等

【要望】

NISA制度が「貯蓄から投資へ」の流れを促進するものであることを踏まえ、施策の推進を図ること
例えば、投資商品の入替えをしやすくするための非課税保有限度額の当年中の復活や、様々な資産運用
ニーズに応えるための対象商品の拡充等といった利便性向上に取り組むこと

(注)制度設計に当たっては、投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとする

項目	NISA制度		
	成長投資枠	つみたて投資枠	【R8税改】 (2027年～)
制度対象者	18歳以上の者	18歳以上の者	0～17歳
非課税保有期間	無期限		
年間投資枠	240万円	120万円	60万円
非課税保有限度額 【現行】当年に売却した分だけ、翌年に限度額の枠が復活する ⇒【改正案】当年に売却した分だけ、当年中に限度額の枠が復活する	1,800万円		600万円
	うち成長投資枠は 1,200万円まで	自動的に移行	
対象商品 ⇒【改正案】対象商品の拡充	上場株式・ETF・REIT・ 株式投資信託等	長期積立分散投資に適した 一定の投資信託等	

【要望】

対象商品やNISA口座への受入れ等の要件の見直し、事務手続の簡素化等のNISA制度の利便性向上のための所要の措置を講ずること

(1) つみたて投資枠における指定インデックスの拡充

- 株式以外の資産に連動する指数(REIT指数や債券指数等)を追加するなどアセットクラスの多様化を図ることで、投資家の多様なニーズに応えることが可能となる。
- 一定の基準を満たす指数については指定インデックスとして採用されるように要件を改めることで、新規に開発された魅力ある指数へ機動的に対応することが可能となる。

【単一指数の採用・利用状況】 つみたて投資枠※1 (2026年7月末時点)※2 全ファンド

対象資産	対象地域	対象指数の数	対象指数(利用指数)の数
株式	日本	6	100
	うちESG関連	0	10
	米国	2	54
	うちESG関連	0	1
	先進国	4	13
	うちESG関連	0	6
	グローバル	2	47
	うちESG関連	0	1
	その他の国・地域	8	46
不動産投信	日本	0	15
	米国	0	3
	先進国	0	2
	グローバル	0	2
	その他の国・地域	0	4
債券	日本	0	14
	その他の国・地域	0	56
資産複合	国内外	0	12
その他資産	国内外	0	17
計	-	22	385

【つみたて投資枠で採用されていない単一指数等の例※3】

- ・ 東証REIT指数 (65本、2.9兆円)
- ・ 東証REIT Core指数 (4本、0.1兆円)

- ・ NOMURA-BPI総合 (53本、1.3兆円)
- ・ ダイワ・ホンド・インデックス(DBI)総合指数 (10本、0.2兆円)

- ・ FTSE World Government Bond Index (89本、2.6兆円)

- ・ LBMA金価格 (14本、0.3兆円)

※1 告示別表第一で列挙されている単一指数(単独で組成可能な指数)の数を記載。

※2 「インデックス型」に分類される全公募株式ファンドのうちの指数のみに連動するものについて、同日直近時点で公表されている資料に基づく。

※3 カッコ内の数字は当該指数に連動するファンドの本数と純資産総額の合計。

(2) NISA対象商品についてETF等の投資信託に係る要件を見直すこと

- アクティブETF等をつみたて投資枠の対象として追加することにより、つみたて投資枠において幅広くETFが利用可能となる。
- デリバティブ要件、つみたて投資枠のアクティブ型投資信託に係る実績要件、及び投資対象資産に係る要件(主たる投資対象へのREITの投資口等の追加)を見直すことで、家計の安定的な資産形成に資する商品をより幅広く提供可能となる。

【つみたて投資枠対象商品に係る定義】

上場株式投資信託(ETF)	公募株式投資信託
➤ 上場している株式投資信託のうち、 <u>告示で定める指数に連動すること</u> を目的としているなど、一定の要件を満たすもの	➤ 公募株式投資信託(「 <u>上場株式投資信託</u> 」に該当するものを除く)のうち、一定の要件を満たすもの

 ETFの場合、つみたて投資枠の対象商品が指定インデックス連動型に限定されているが、公募株式投資信託(ETFを除く)と同様に、指定インデックス連動型以外のETF(アクティブETF等)も利用できるようにしてはどうか。
※ アクティブETF: 連動対象指数を有しないETF。東証では、2023年に上場制度を整備し、これまでに34銘柄が上場。
(2026年8月末時点)

【ファンドにおける一般的なデリバティブの利用目的】

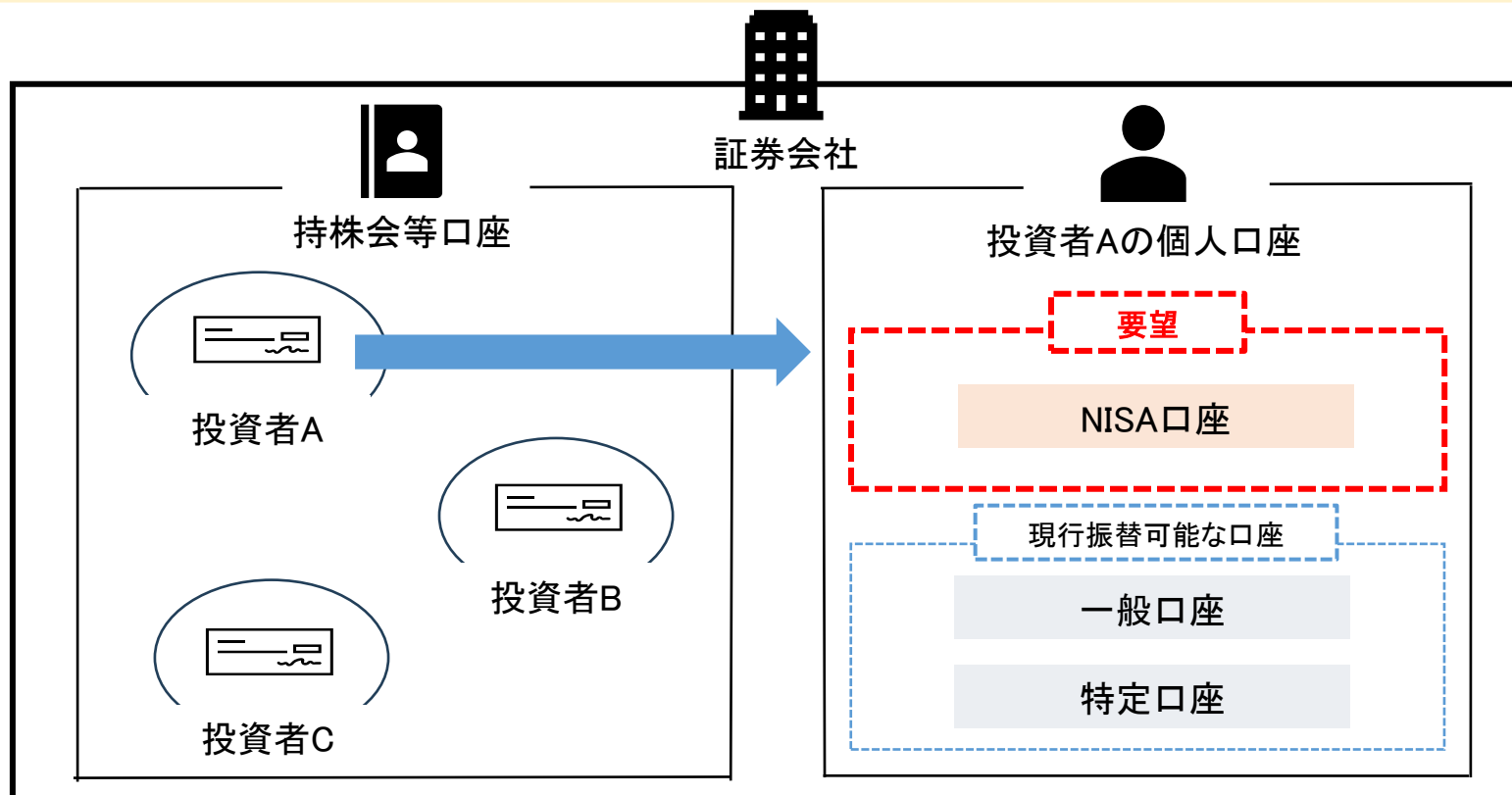
利用目的	概要
リスクヘッジ	信用リスクや為替リスクを含めた様々なリスクの管理が可能。
金利リスク・デュレーションの管理	金利エクスポージャーの調整、金利変動によるリスクの相殺及びポートフォリオのデュレーションの調整が可能。
流動性の向上	ファンドの流動性を大幅に向上させることやストレス時に効率的にエクスポージャーを低下させることが可能。
エクスポージャーの調整	新興国の資産や通貨又はコモディティ等に対して、効率的・低コストかつファンドのリスク特性を大きく変更せずに投資可能。
現金の管理又は株式化	日々資金流入がある場合に当該金銭を活用して即座に株式市場等のエクスポージャーを得ることが可能。また、徐々に株式等のポジションを増やすことができるため、インパクト・コストを削減できるケースが多い。
コスト削減・ポートフォリオの効率的な管理	株式又は債券指数への連動を目的とする場合、個別に資産を購入するよりも低コストであるケースが多い。
収益の源泉の多様化	カバード・コールなどのオプション・オーバーレイ戦略を利用して、追加的な収入源を生み出すことが可能。

 デリバティブはリスクの高い運用(レバレッジ等)のためだけではなく、リスク・リターンの向上を図るために幅広く活用されている。
こうした「安定的な資産形成」に適した商品が広く対象となるよう要件を改めてはどうか。

(3) 持株会等口座から投資者名義の口座に振替える際に、NISA口座への受入れを可能とすること

- 投資者が従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等を持株会等口座から投資者個人の口座へ振替える場合、現行法令上、特定口座への振替えは可能であるが、NISA口座へ振替えは認められていない。
- 従業員持株会制度等を通じた投資は、成長資金の供給となるほか、株式の購入は会員である投資者の資金により積立購入する仕組みであり、定期的かつ長期的な個人の資産形成に寄与するものであることから、NISAの制度趣旨とも合致すると考えられる。

→ 利便性の向上及び長期的な資産形成支援の観点から、一定の要件のもと、持株会等口座から投資者のNISA口座への受入れを可能とする措置を講じていただきたい。

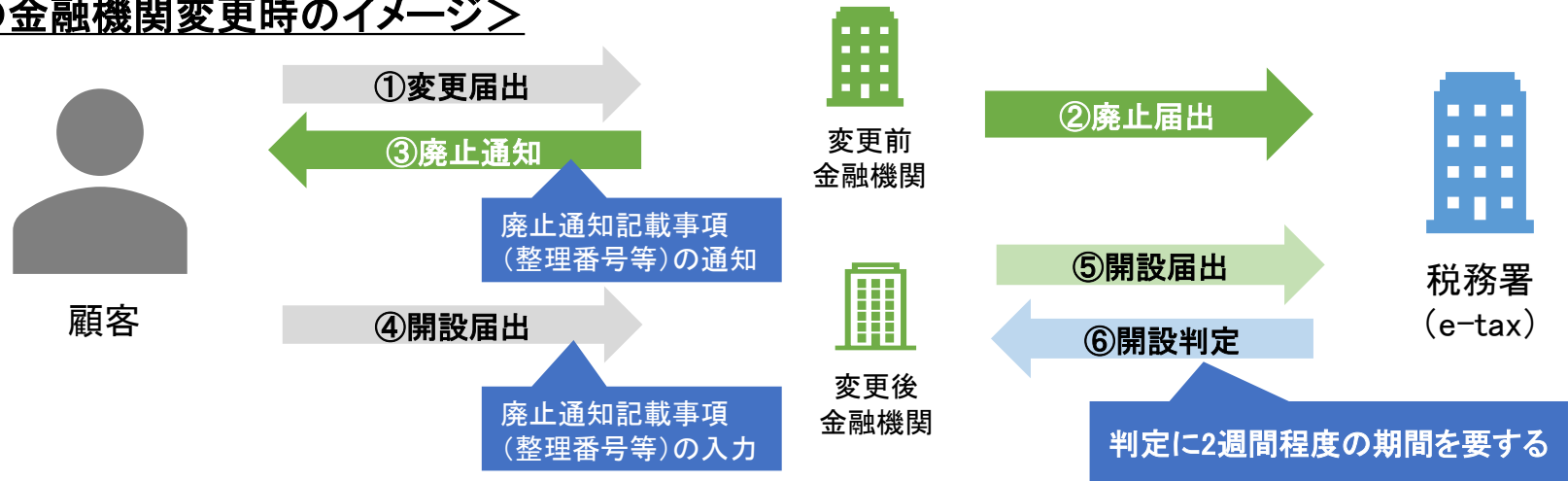


※NISA口座へ振替える際は時価により振替えることとし、例えば、当該時価が持株会口座内での取得価額を上回る分はみなし譲渡として課税することが考えられる。

(4) NISAに関する事務手続の簡素化

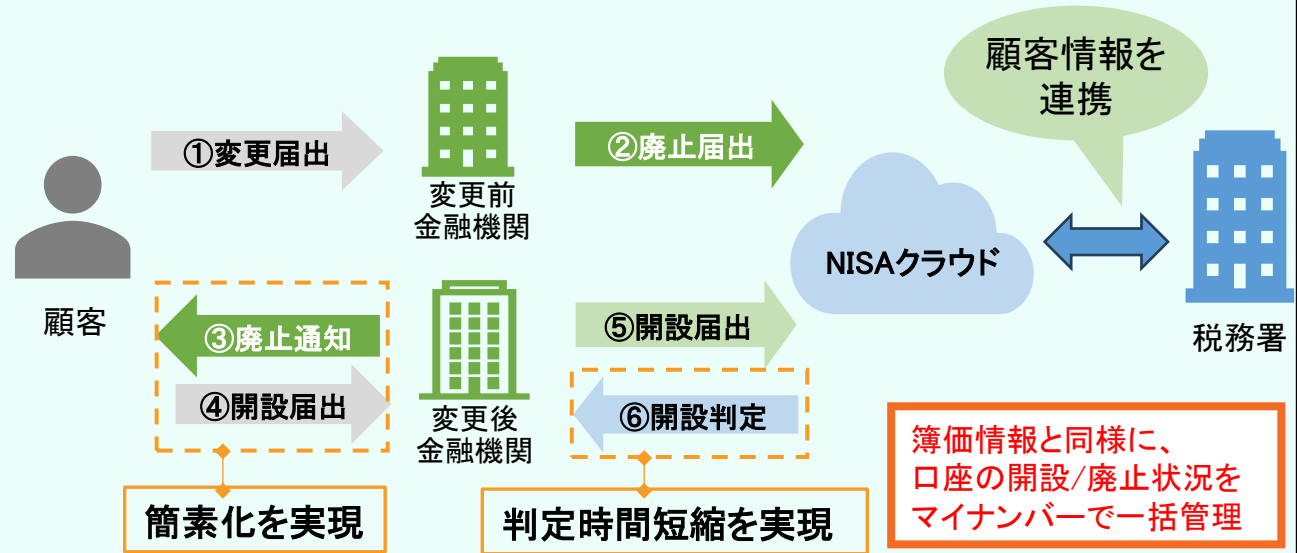
税務当局への簿価の報告に利用する認定クラウドを活用し、NISA口座の開設や金融機関変更等の事務の簡素化等を実現する。

< 現行の金融機関変更時のイメージ >



< 見直しイメージ >

これまでe-taxを通じて行っていた届出等手続を、認定クラウドを活用することにより、開設判定に要する時間の短縮、整理番号の廃止による廃止通知の簡素化及び開設手続の簡素化等を実現



(5) 未成年者のNISA口座に係る払出制限の例外を追加すること

- 未成年者のNISA口座については、原則、基準年の前年末までは未成年者特定累積投資勘定及び特定課税未成年者口座から資産の払出し等を行うことができない。ただし、以下の災害等事由やその他事由等に該当する移管等や払出しは、払出制限の例外(契約不履行等事由に該当しない払出し等)として措置されている。

→ 下記以外の事由のうち、投資者の責めに帰すべきものでないものについて契約不履行等事由に該当しない払出し等として措置していただきたい。

【現行措置されている契約不履行等事由に該当しない払出し等】

災害等事由	家屋の全壊や医療費等のやむを得ない事情による払出し等 (届出により所轄税務署長の確認が必要)《措法第37条の14⑤六ホ、十ロ》
12歳以降の払出し	子が12歳以降で、その生活費や教育費に充てるための払出し等 (金融機関への事前届出が必要)《措法第37条の14⑤六ホ、十ロ》
その他事由	・上場廃止による払出し《措令第25条の13③②》 ・信託の併合に係る投資信託の終了による譲渡《措令第25条の13③③》 ・つみたて投資枠対象外の商品交付に伴う払出し《措令第25条の13③⑦》 ・NISA口座開設先金融機関以外の金融機関からの以下事由による金銭交付 《措令第25条の13③④》 ①国内の支払の取扱者ではない者の配当等支払い ②信託の併合に係る投資信託の終了に伴う譲渡対価の支払い



例えば、「投資信託の併合・分割で端数が生じた際の端数部分の一般口座への移管」については、投資者の責めに帰すべきものでないことから、契約不履行等事由に該当しない払出し等として措置していただきたい。

【要望】

NISAに係る業務を持続的に実施できる環境整備に向けて、金融機関の負担軽減のための措置を講ずること

金融機関においては、NISAに係る業務に関して、システム改修や業務委託等で費用面での負担が生じているところ、金融機関がNISAに係る業務を持続的に実施できる環境整備(サステナビリティの向上)及び顧客へのNISAに係るサービスの充実に向け、**金融機関の負担軽減のための措置を講じていただきたい。**

2. 確定拠出年金制度の拡充等

- ①国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築のため、以下の措置を講ずること

【要望】

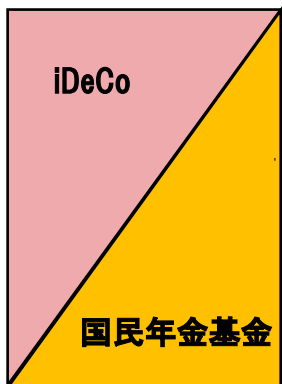
拠出限度額の引上げ

- 高齢期に必要な資産額の確保や、拠出限度額の分かりやすさの観点から、更なる拠出限度額の引上げを行ってはどうか。

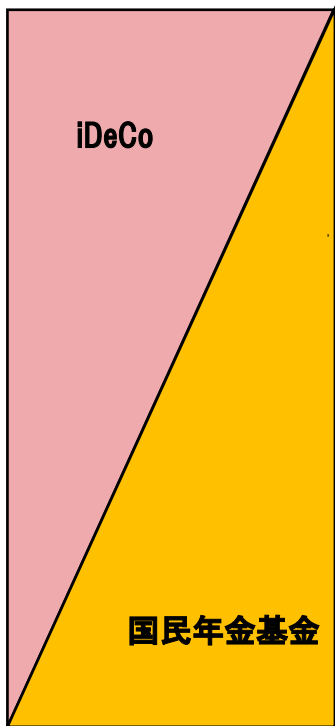
第1号被保険者

高齢期の資産確保と
分かりやすさのため
更なる拠出限度額の引上げ

(6.8万円→) **7.5万円**



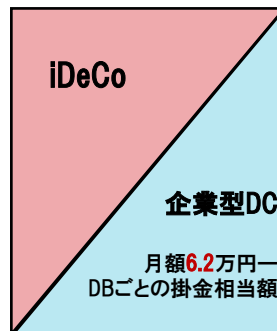
2027年拠出分から



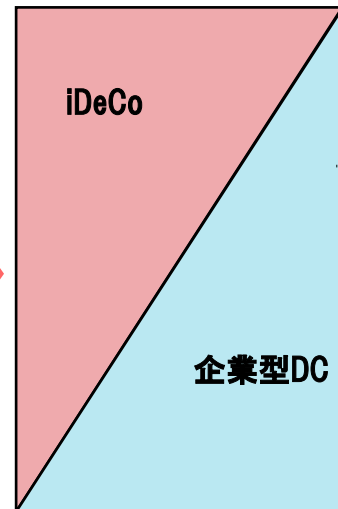
第2号被保険者

高齢期の資産確保と
分かりやすさのため
更なる拠出限度額の引上げ

(5.5万円→) **6.2万円**



2027年拠出分から

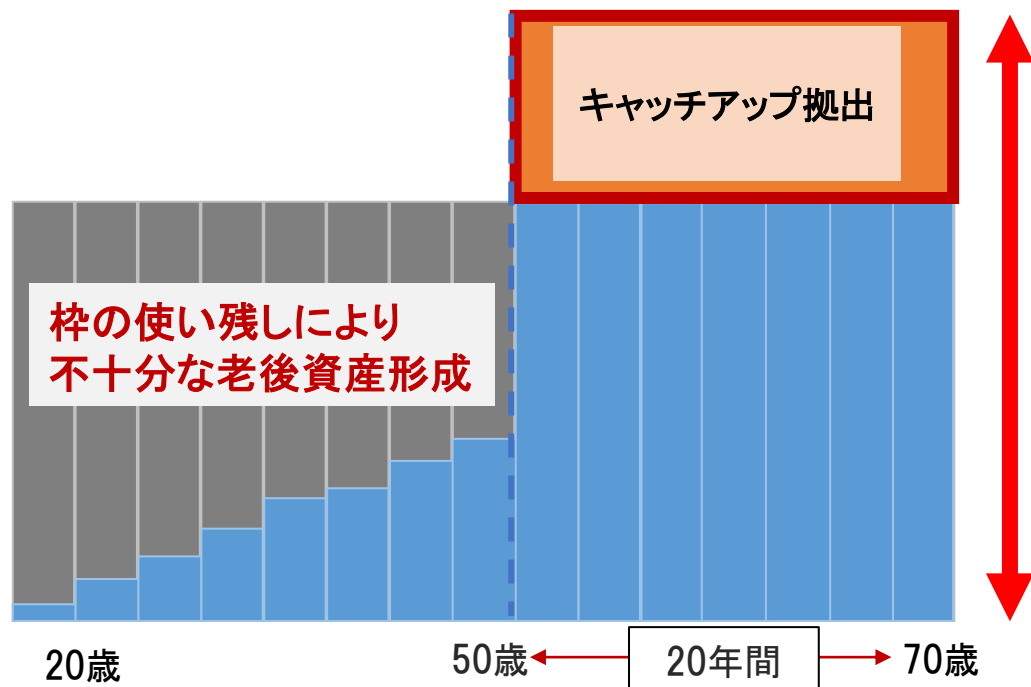


【要望】

「キャッチアップ拠出」の創設

- 若年時ほど拠出額が少額であること、また就労状況の悪化等により拠出額が少額にとどまる加入者（特に団塊ジュニア世代）がおり、退職後に向けた資金形成が不十分なおそれがある。
- そこで、**50歳以上の者については、「キャッチアップ拠出」を設け、老後資産の形成に向けて追加的な拠出を可能としてはどうか。**

家計に余裕が出てくることが多い
退職準備世代へ追加枠を設定し、
十分な老後資産形成を可能に



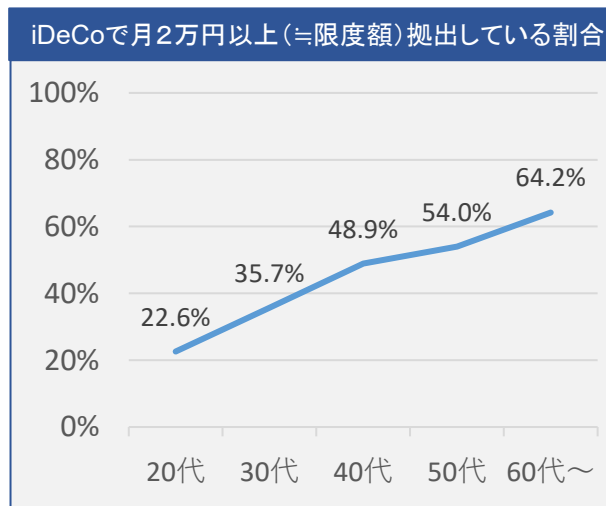
【参考】 米国におけるキャッチアップ拠出(2026年分)

50歳未満の拠出限度額: 年間72,000ドル[約1,123万円]

↓
キャッチアップ拠出: 年間8,000ドル(約125万円)

50歳以上の拠出限度額: 年間80,000ドル[約1,248万円]

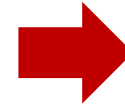
※1ドル≒156円(2026年4月末)で換算



(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の制度の概況」(令和7年3月末現在) 第2号加入者のデータ

【要望】
特別法人税の撤廃

現 行	特別法人税： 積立金に対して、1.173%（毎年） <u>～2029年3月末まで課税凍結</u>
-----	---



案	特別法人税を撤廃
---	----------

<参考> 確定拠出年金制度の各国比較

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠 出 時	非課税 (所得控除)	非課税	非課税	非課税	非課税
運 用 時	課 税 (特別法人税)	非課税	非課税	非課税	非課税
給 付 時	課 税 (公的年金等控除、 退職所得控除)	課 税	課 税	課 税	課 税

【要望】

老齢給付金の受給要件の緩和

通算加入期間に関わらず60歳から受給可能、もしくは、要通算加入期間を2分の1としてはどうか。

現 行	通算加入期間	10年以上	8年以上	6年以上	4年以上	2年以上	2年未満
	受給可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

（注）60歳以上75歳未満の者は、通算加入期間の要件を満たしていなくても、加入日から5年を経過した日以後から受給開始が可能。



案	通算加入期間	5年以上	4年以上	3年以上	2年以上	1年以上	1年未満
	受給可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

【要望】

受給開始年齢上限の引上げ

- 加入可能年齢が70歳までとなる(iDeCoの加入可能年齢は65歳未満とされているところ、令和7年度年金制度改正法の施行により70歳未満まで引き上げられる予定)一方で、受給開始年齢については75歳が上限とされている。

⇒平均寿命が延びており、個人の状況に応じて柔軟な受給を可能とする観点から、企業型DC及びiDeCoの受給開始年齢を引き上げてはどうか。

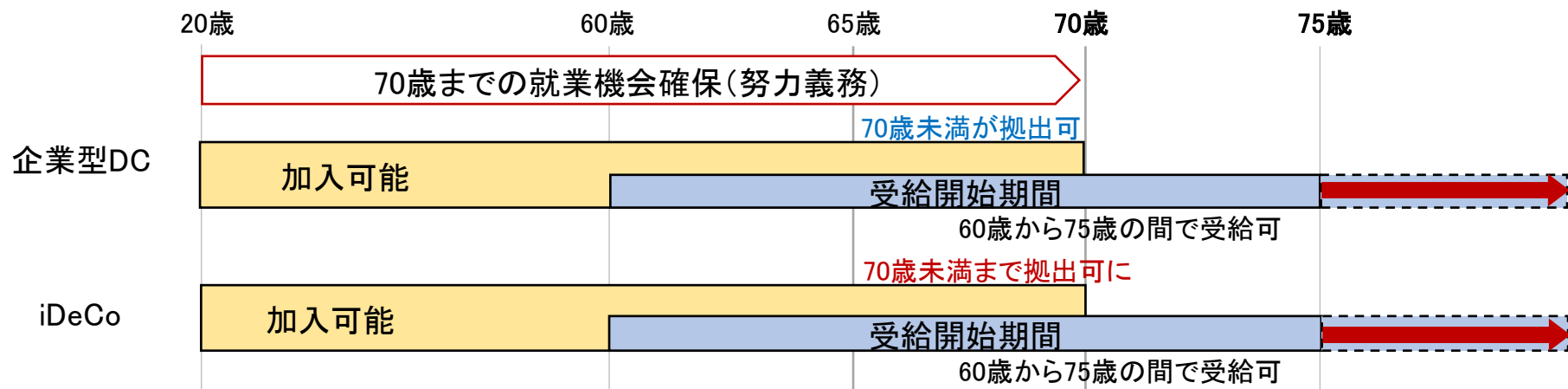
【参考】厚生労働省「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」（令和6年12月27日公表）抜萃

Ⅱ 拠出・運用・給付の在り方

2 iDeCo 受給開始可能年齢の上限の引上げ

(前略)

○ このため、iDeCo の受給開始可能年齢の上限は引き続き 75 歳とし、令和9年4月以降の70 歳以降で受給を開始する者の状況等を見極めた上で、受給開始可能年齢をさらに引き上げるのかどうかについて丁寧に議論していくべきである。



②私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備のため、以下の措置を講ずること

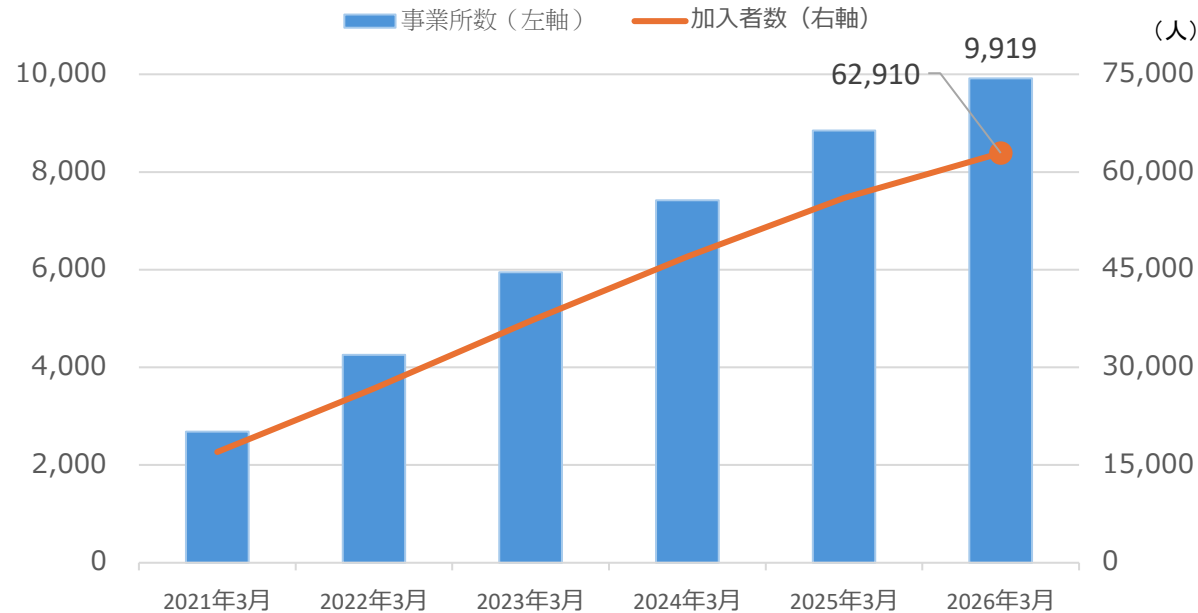
【要望】中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の対象企業の要件緩和

➤ 2018年5月の制度開始以降、中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の実施企業は順調に増加しており、また、2020年10月からは従業員300人以下の企業まで対象が拡大されたことにより実施企業数は一層の増加を見せているが、従業員300人以上であっても退職給付制度がない企業は一定数存在している。

⇒退職給付制度のない企業に勤める従業員の老後の資産確保は喫緊の課題であり、iDeCo等を通じた自助努力だけでは老後の備えが不十分な可能性が高い。

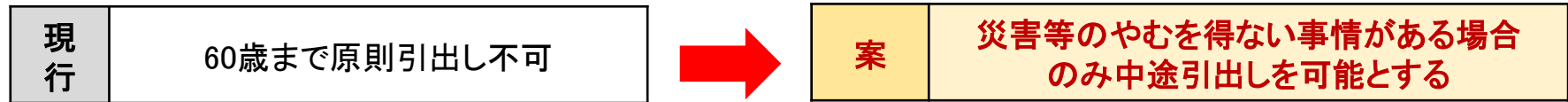
⇒退職給付制度の導入は困難だが、従業員の支援は行いたいと考える企業が広く制度の対象となるよう、**中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の対象企業に係る従業員規模の要件を緩和してはどうか。**

【iDeCo+の導入状況】



(出所) iDeCo公式サイト「加入者数等について」 令和8年4月時点 等

【要望】災害等のやむを得ない事情がある場合に限って中途引出しを可能とすること



【要望】
財形年金貯蓄からiDeCoへの移換を可能とすること

- 主に預金で運用する財形年金貯蓄は、物価が上昇する市場環境下においては実質的な購買力を確保できない可能性がある。
- ⇒ 将来に向けた積極的な資産運用のために、財形年金貯蓄の残高(解約金)からiDeCoへの移換を可能とする。



【要望】

中途退職に伴う退職一時金等について企業型DC又はiDeCoへの移換を可能とすること

- これまで制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）については数回にわたる法改正により改善が行われたところだが、企業年金制度がない企業に勤めていた従業員に関しては制度改善の恩恵を得られていない状況。
- ⇒ 引き続き雇用情勢の改善に伴い中途採用等の増加が見込まれる中、特に企業年金制度がない企業に勤めていた従業員については老後の資産の確保が不十分な可能性が高い。当該者が受け取る退職一時金については、通常の拠出枠とは別に企業型DC又はiDeCoへの移換を認めてはどうか。
- ⇒ 加えてポータビリティの拡充のため、特定退職金共済制度の終了時に同制度から企業型DC又はiDeCoへの移換を可能とすること、また中小企業退職金共済から企業型DCへ移換できる要件の緩和を認めてはどうか。

【企業年金のポータビリティの状況】

		移換先		
		別の企業に転職する場合		自営業者又は 専業主婦(夫)となる場合
		企業年金制度あり	企業年金制度なし	
移換元	DCに加入	次のいずれかを選択 ① DCに移換 ② DBに移換 ③ iDeCoに移換 ④ 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)
	DBに加入	次のいずれかを選択 ① DCに移換 ② DBに移換 ③ iDeCoに移換 ④ 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)
	企業年金制度なし (退職一時金のみ)	・ <u>転職先のDC・DBへの移換不可</u> ・ <u>企業年金連合会又は退職後に加入するiDeCoへの移換不可</u>	・ <u>企業年金連合会又は退職後に加入するiDeCoへの移換不可</u>	・ <u>企業年金連合会又は退職後に加入するiDeCoへの移換不可</u>

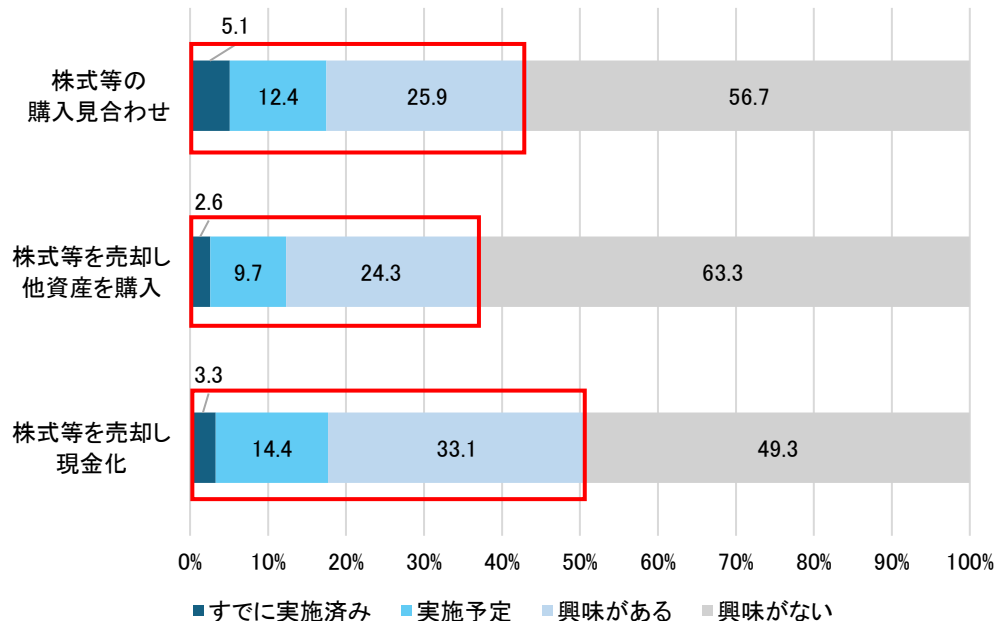
Ⅱ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税に係る相続税評価額等の見直し

【要望】

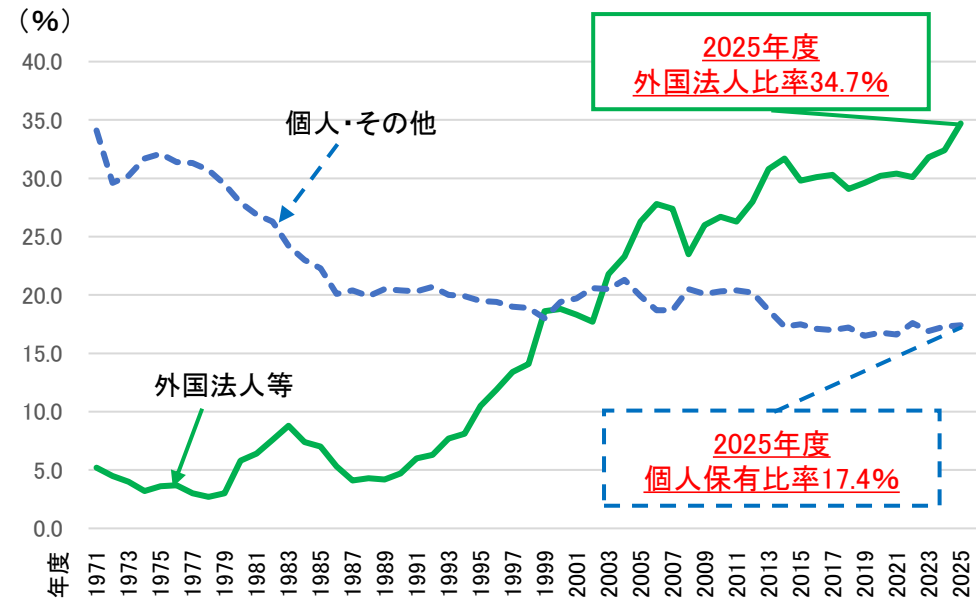
世代間の資産承継を円滑にするために、一定の要件を満たす上場株式等について、相続税に関する税制優遇措置を講ずること

相続税対策として、株式等の購入を見合わせたり
売却してしまう人・当該対策に興味がある人が
約2～3人に1人となっている



(出所) 日本証券業協会「個人投資家の証券投資に関する意識調査報告書」(2025年9月)

外国法人等による株式保有が進む一方
個人による株式保有は停滞



(注) 2004年度から2021年度まではJASDAQ上場銘柄を含む
2022年度以降は、その時点の上場銘柄を対象

(出所) 東京証券取引所「2025年度株式分布状況調査」

世代間の資産承継を円滑にするために、例えばNISAで保有する上場株式等や一定の長期保有国内株式といった一定の要件を満たす上場株式等について相続財産から控除する等の相続税非課税枠を創設し、相続税に関する税制優遇措置を講じていただきたい。

【要望】

資産間における相続税の負担感の差により投資者の資産選択を歪めることがないように上場株式等の相続税評価額を見直すこと

- 上場株式等は価格変動リスクが他の資産に比べて大きいことから、評価の安全性の観点から相続税評価額を見直すべき。

相続税評価額

 土地	路線価 (1月1日)	公示地価(時価) の <u>80%程度</u>
 建物	固定資産税 評価額 (3年毎に算定)	建築費(取得費) の <u>50~70%</u>
 上場株式	時価 (取引所終値) (毎日算定)	時価(※) の <u>100%</u>

※死亡日の株価
(又は当月・前月・前々月の平均株価)

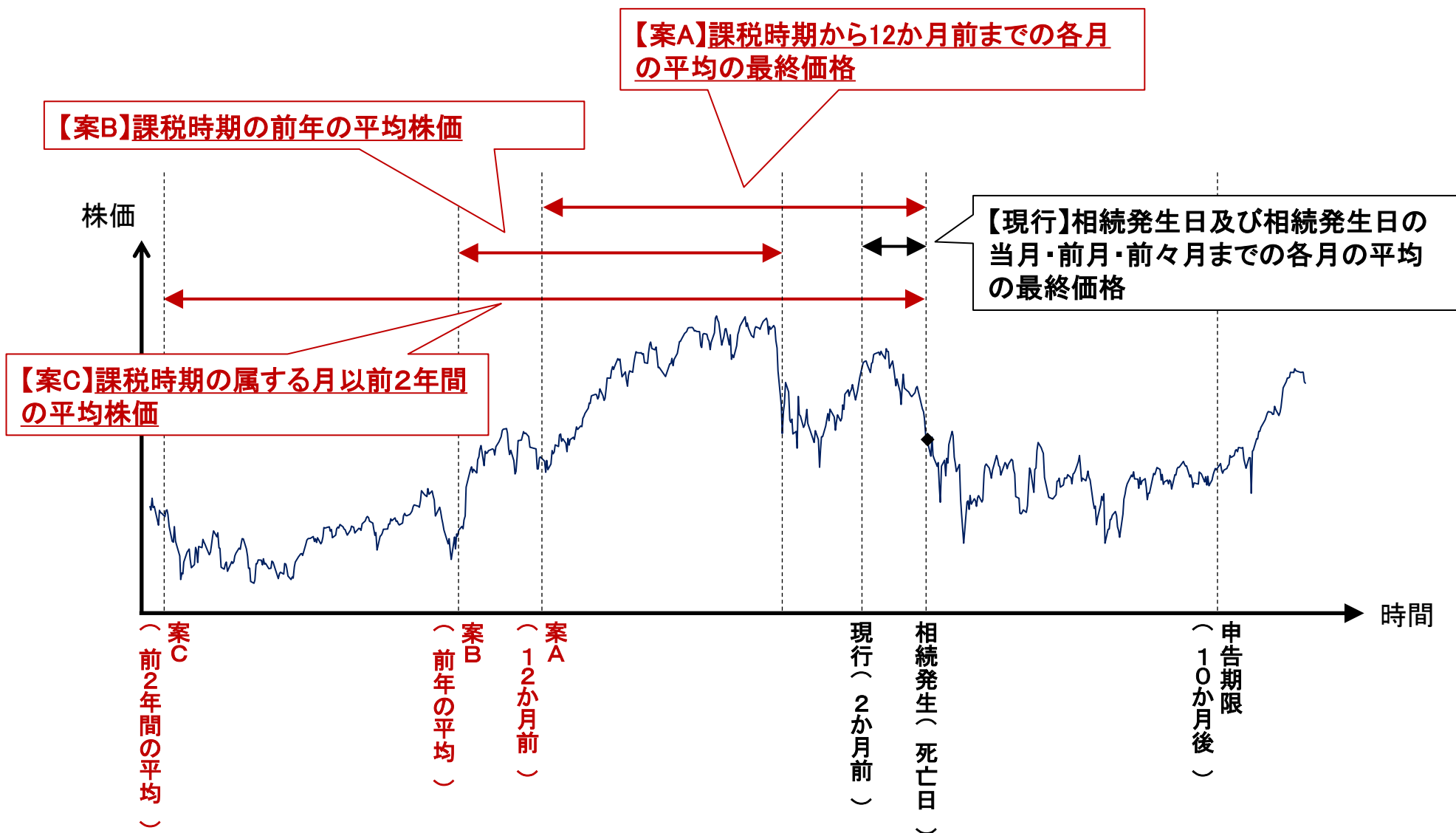


【日本再興戦略2016 2016年6月2日閣議決定】

上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりかねないため、改善を検討する。

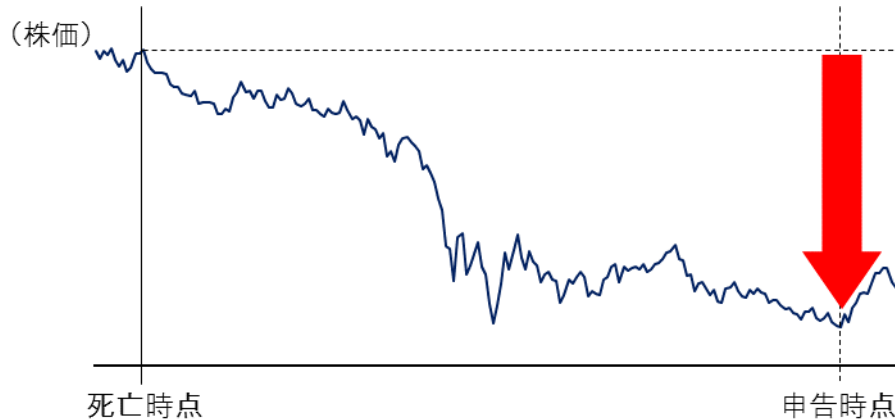
<具体案①>

例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること



<具体案②>

例えば、上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講ずること



例えば、申告時点の株価が相続発生(死亡)時点の価格から50%以上下落していた場合には、下落後の価格を相続税評価額とする

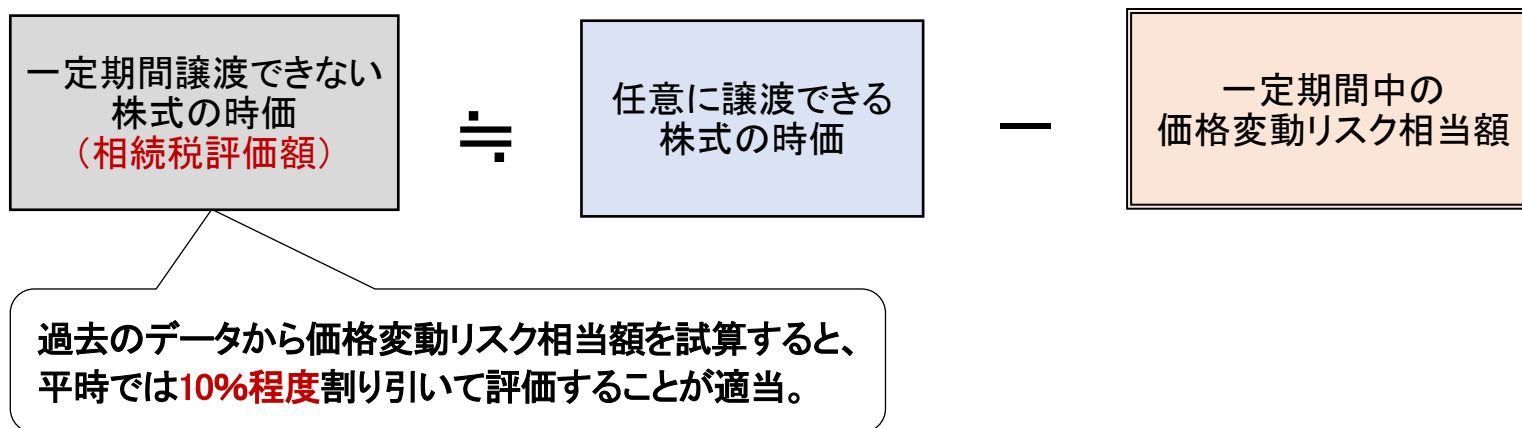
- 相続発生時には上場していたものの相続手続中に会社更生法申請によって納付の時点で価値を喪失していたケースの救済を求めた裁判で、相続開始後の株価の恣意的操作のおそれをあげて、相続開始後の株価の変動を考慮しないこととしている現行の取扱いが合理的と判示されている(1987年9月29日大阪高判、その後最高裁で確定)。
- このようなケースを一般的に救済するには、立法措置による解決が必要ではないか。

(注)平成29年度税制改正により、上場株式等に係る物納財産順位の引上げが行われた。相続税の納税資金が不足している場合には、上場株式等による物納※が可能。なお、上場株式等を物納する際の収納価額は、原則として相続税評価額と同額(死亡時の時価)とされているため、仮に会社更生手続中の会社の株式などで価格が下落している場合であっても、物納の申請時に上場が維持されていれば、相続税評価額(死亡時の時価)での物納が可能であり、救済になりうる。

※令和7年度税制改正において、相続税の物納制度における物納許可限度額等について、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする等の見直しが行われた。

<具体案③>

例えば、上場株式等の相続税評価額を、評価の安全性の概念を踏まえて、相続時から納付期限まで(10か月間)の価格変動リスクを考慮して、一定の割引をしたものとする



(参考) 価格変動リスク相当額の試算

期間／日付	価格変動リスク相当額(割引率)
2016/1/4～5/31	約 7%～12%
リーマンショック時 (2008/10/27)	約 22%
東日本大震災時 (2011/3/15)	約 17 %

(注) 上場TOPIXオプションを使って試算した場合。

(出所) 平成29年度税制改正要望(金融庁)作成資料(平成28年8月31日)

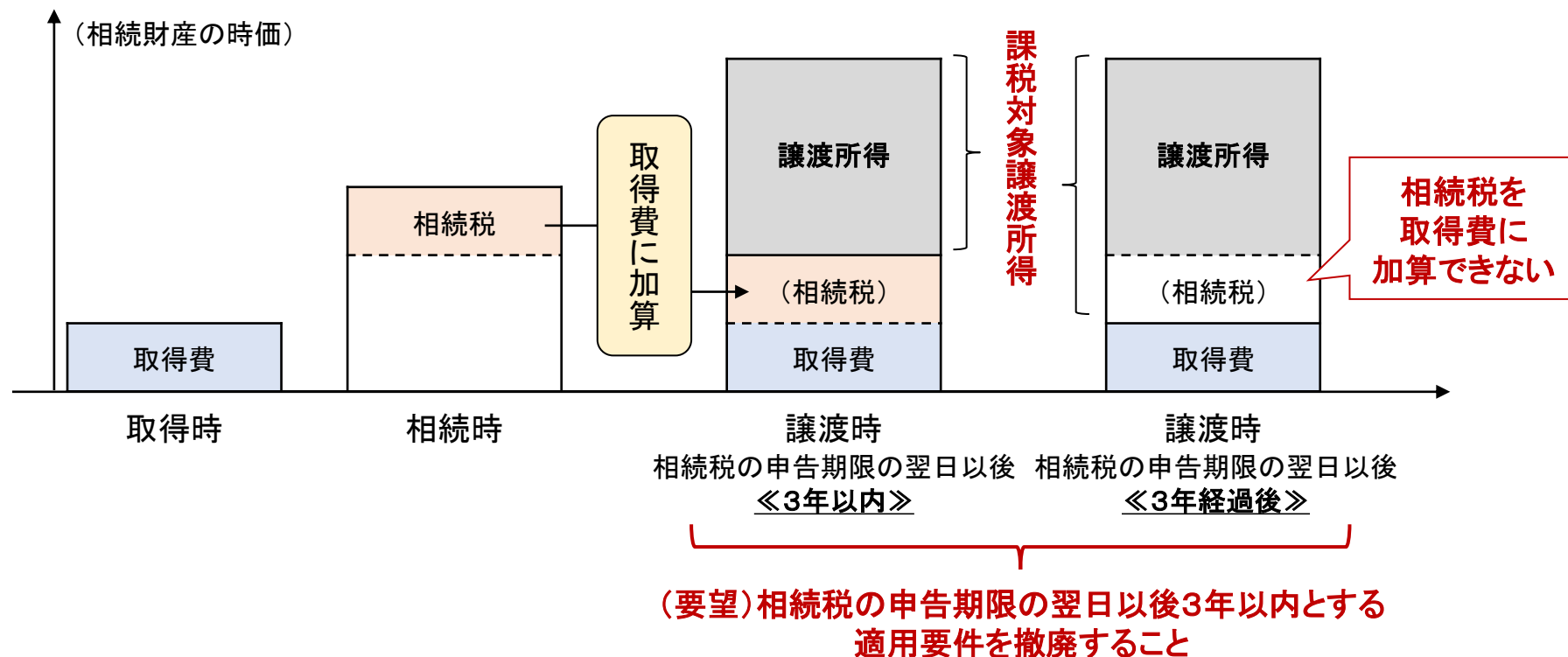
【要望】

相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃するとともに、みなし譲渡収入にあたる場合についても適用対象とすること

(1) 相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

- 本特例は、3年以内に売却を行ったものに限定されているため、相続人による相続財産の長期保有を阻害し、早期売却を促す要因となる。

相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例(イメージ)

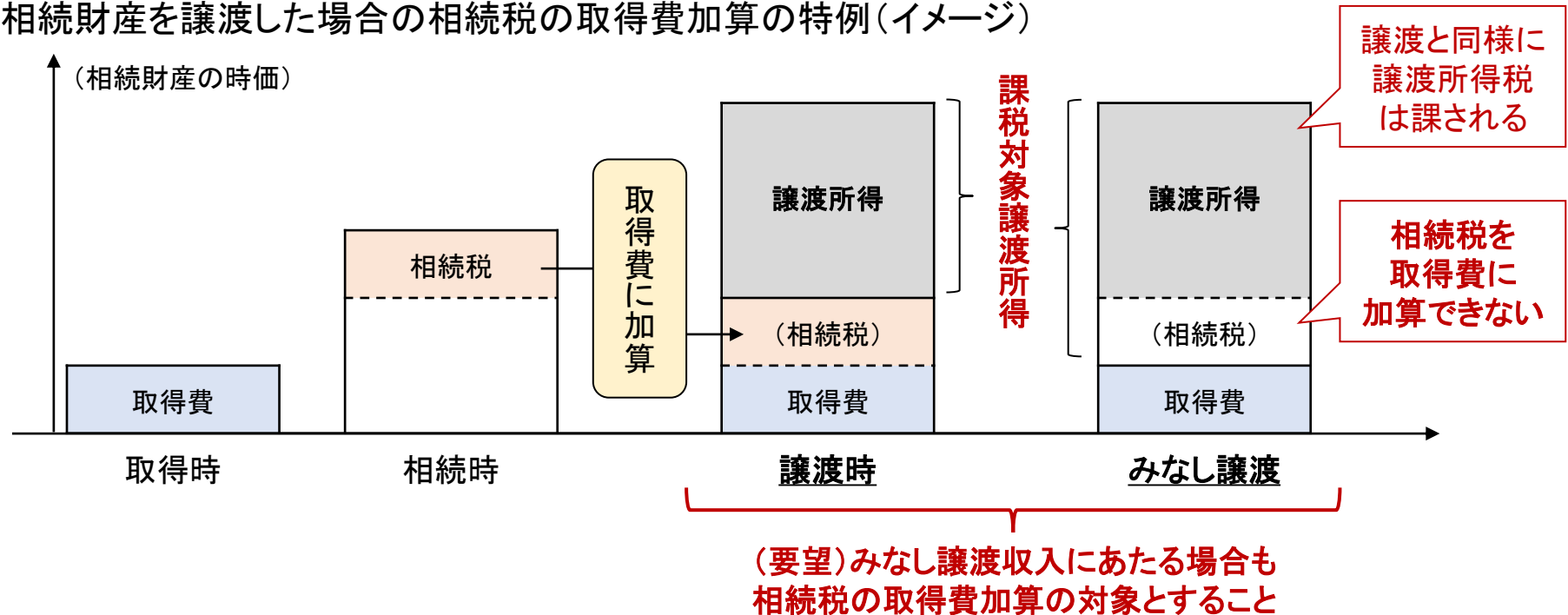


- (注) 1. 取得費加算が可能な額は、相続財産の売却によって発生した譲渡益の額までである。
2. 取得費加算の特例措置を受けるには確定申告の手続を行う必要がある。

(2) みなし譲渡収入にあたる場合についても適用対象とすること

- 本特例は、相続財産の「譲渡」をした場合に適用されるものであり、この「譲渡」には、公社債の償還等の「譲渡所得等に係る収入金額」とみなされるもの(みなし譲渡収入)は含まれないとされている。
- そのため、みなし譲渡収入にあたる場合も、「譲渡」と同様に譲渡所得税は課されるにも関わらず、相続税を取得費に加算することができない。

相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例(イメージ)



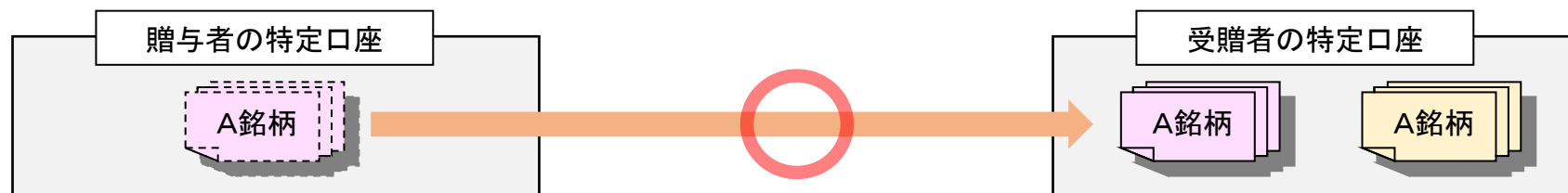
【みなし譲渡にあたる場合の例】

公社債及び社債的受益権の元本の償還、合併・株式分配・資本の払戻し等により金銭等の交付を受ける場合など

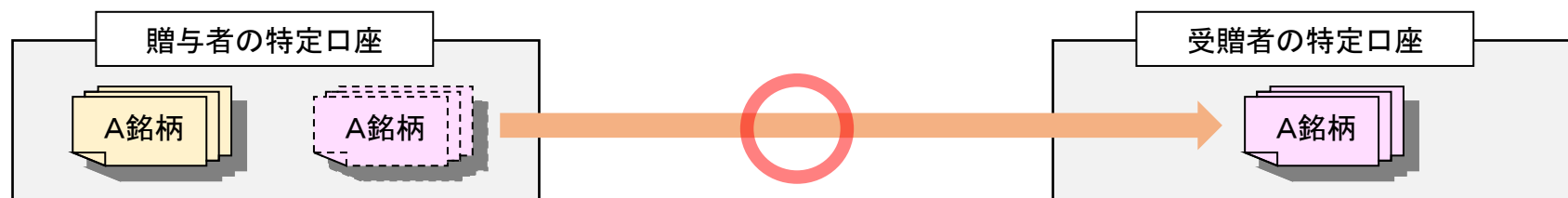
2. 特定口座間贈与の制限撤廃

【要望】

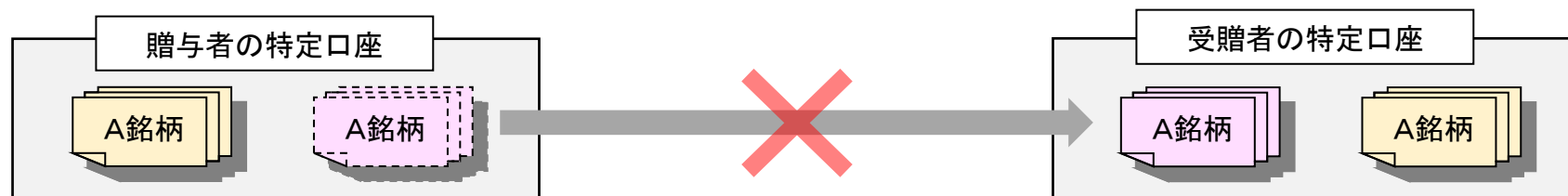
特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること



受贈者が同一銘柄を保有していても、贈与者が当該銘柄を全部贈与すれば、移管は**可能**



受贈者が同一銘柄を保有していなければ、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合でも、移管は**可能**



受贈者が同一銘柄を保有しており、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合、移管は**不可**

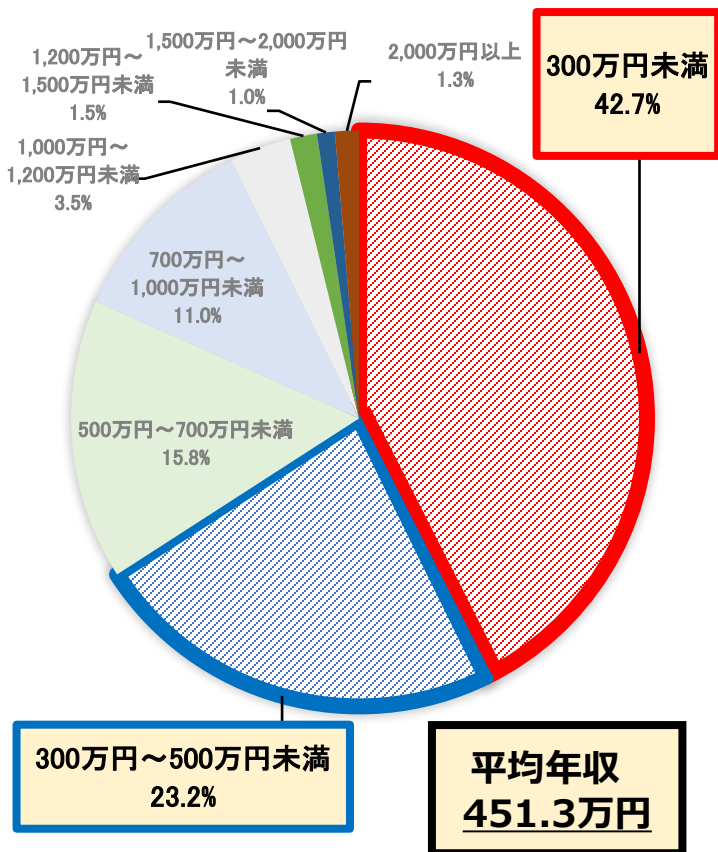
世代間の資産移転に大きな弊害となっていることから
特定口座間の一部贈与の制限を撤廃すべき

Ⅲ 金融所得課税のあり方

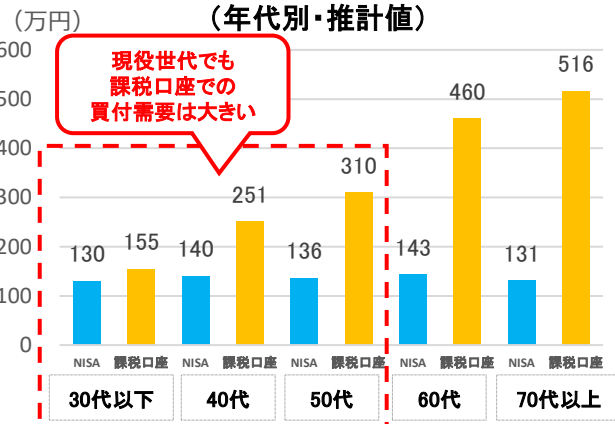
【要望】

- 金融所得課税の対象となる課税口座の利用者の年収は500万円未満の者が約3分の2(66%)を占め、30代以下を含めすべての世代でNISA口座を上回る買付をしていること
- 金融所得課税の強化により個人が保有する株式が大きく売られることから、金融所得課税の強化は、「貯蓄から投資へ」の流れを大きく妨げ、成長資金の供給の障害となるため、行わないこと

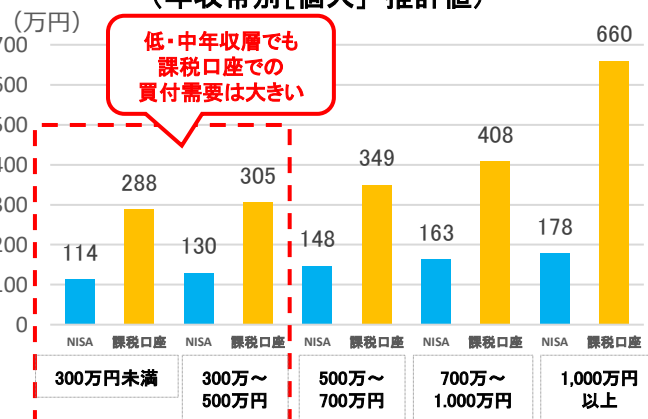
課税口座利用者の年収分布



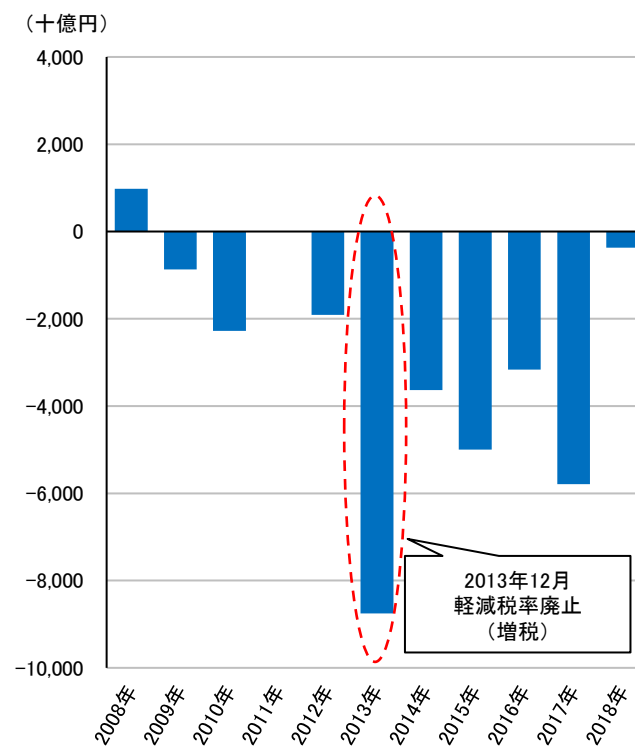
NISAと課税口座の一人当たり買付金額<年間>
(年代別・推計値)



NISAと課税口座の一人当たり買付金額<年間>
(年収別[個人]・推計値)



個人投資家の株式売買の動向



Ⅳ 金融商品に係る損益通算範囲の拡大に関する税制措置等

【要望】

デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること

(注)実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

- 個人投資家が長期的な視野を持って金融商品に投資することを可能とするためには、安定的でわかりやすい税制とすることが重要。
- ⇒ 個人投資家がヘッジや分散投資としてデリバティブ取引を活用することで、家計による成長資金の供給の拡大や資産形成に資するために損益通算範囲の拡大が望まれる。

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式・ 公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・ 公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離⇒申告分離	2016年1月～ 非課税⇒申告分離
デリバティブ取引等	申告分離	
預貯金等	源泉分離	－

現在、損益通算が
認められている範囲

損益通算の範囲を
デリバティブ取引等や
預貯金等にまで拡大

【令和8年度与党税制改正大綱(抜萃)】

デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。

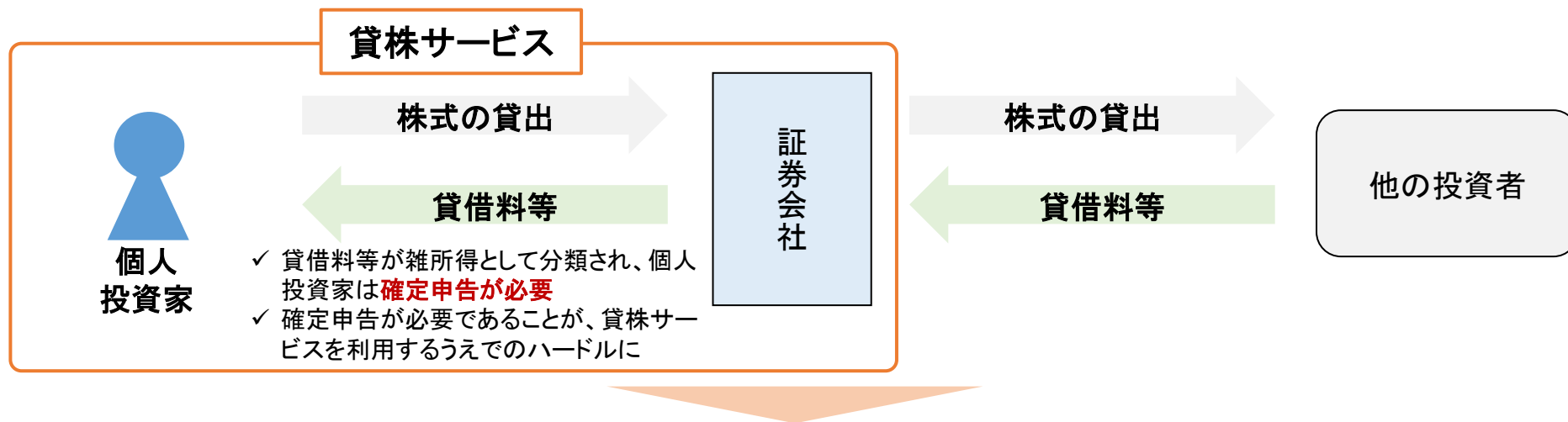
【要望】

金融所得を勘案する諸制度については、「貯蓄から投資へ」という資産運用立国の施策の流れを阻害しないよう十分に配慮すること

【要望】

個人が受け取る株券等貸借取引に係る貸借料等について、他の金融所得と同じ取扱い（税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、特定口座での取扱い並びに源泉徴収及び申告不要）とすること

- 貸株制度は、市場の流動性向上による公正な価格形成の実現及び決済の安定性の向上に寄与し、近年、その意義は益々重要になっている。
- ⇒ 現在の株券の貸し手はいわゆる大型株を持つ機関投資家等が中心であり、個人投資家の保有比率が高い中小型株や新興市場銘柄等についても貸株市場への供給が望まれる。



個人が受け取る貸借料等について、特定口座での源泉徴収の対象とすることで

- ① **貸借料等収入による投資者の資産形成の一層の推進**
- ② **貸株環境の改善に伴う市場流動性の向上**
- ③ **貸株供給増加による決済面での市場安定性向上** といった効果が期待できる

V スタートアップを支援するための税制措置

1. 非上場株式等の発行・流通市場の活性化

【要望】

以下の非上場株式及び私募投資信託等について、上場株式等と同様の取扱い(配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用並びに特定口座での取扱い等)とすること

- J-Ships(特定投資家向け銘柄制度)において取り扱われるもの
- 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの

【対象非上場株式等の例】

J-Ships (特定投資家向け銘柄制度)	➤ 非上場企業の資金調達の円滑化と投資家の資産運用の多様化を目的として新たに創設された、特定投資家私募等を活用した取引制度 プロ投資家の非上場株式等に対する投資機会の拡充及び既存株主等による非上場株式等の売却手段の多様化を図るために創設された制度。本制度の整備及び特定投資家の要件の弾力化により、リスク許容度の高いプロ投資家に即した投資機会の提供及びスタートアップへの成長資金の供給を促進する意図がある。 【参考(2026年6月末時点)】 ○国内株式 件数:47件、取引金額総額:約339.9億円 ○国内投信 件数:5件、取引金額総額:約1,076.5億円 ○外国投信 件数:49件、取引金額総額:約2386.5億円
株主コミュニティ制度	➤ 地域に根差した企業や新規・成長企業等を支援する観点から、非上場株式の取引・換金ニーズに応えることを目的に、証券会社が銘柄毎にコミュニティを組成し、取引を行うといった制度 株主コミュニティの参加者は、その会社の役職員や株主といった関係者のほか、リスク許容度の高いプロ投資家、企業の成長を支援する意向のある投資者等が想定されている。スタートアップを含む非上場企業は、株主コミュニティを活用することで、こうした参加者に対して自社の株式等への投資機会を提供することが可能。 【参考(2026年8月時点)】 銘柄数:38銘柄、売買金額総額:約81.7億円、募集・私募の発行価額総額:約30.5億円

【要望】

スタートアップの創業後の規模の成長を後押しする観点から、スタートアップの資金供給の強化と出口戦略の多様化等に資する税制優遇措置を講ずること

- 社会的課題を成長のエンジンに転換して、持続可能な経済社会を実現する存在であるスタートアップに対して、適切に資金を供給することで、創業後の規模の成長を後押しすることが肝要。
⇒例えば、エンジェル税制における繰戻し還付制度（譲渡益発生年の翌年末までに再投資を行った場合、譲渡益発生年に遡って投資額相当額を譲渡益から控除可能）における再投資期間の延長やエンジェル税制に係る手続きの簡素化など、成長資金の更なる供給に資する措置が必要ではないか。

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（抜粋） 下線部は日証協が加筆】

IV. 「スタートアップ育成5か年計画」の強化

2022年に策定した「スタートアップ育成5か年計画」では、当時8,000億円規模であったスタートアップへの投資額を2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とすることを目標に掲げ、さらに、将来には、100社のユニコーンの創出、10万社のスタートアップの創出により、我が国をアジア最大のスタートアップハブとして世界有数のスタートアップの集積地とすることを目指し、①スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築、②スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化、③オープンイノベーションの推進の3本柱の取組を進めてきた。

こうした官民での取組により、我が国のスタートアップの数は2021年の16,100社から現在は25,000社へと1.5倍に増加するなど、その裾野は拡大しつつある。この流れを日本全国へと広げる観点から、スタートアップ・エコシステム拠点都市の機能強化など、地方におけるスタートアップの創出に大胆に取り組む。

一方で、スタートアップへの投資額は、2021年の8,827億円から2024年は7,793億円と減少している。地政学リスクの高まり等を背景に国際的にベンチャーキャピタルの資金調達額が減少し、海外主要国が大幅に投資額を減少させる中で、我が国の減少幅は相対的に小さいものの、「スタートアップ育成5か年計画」で掲げた目標の実現に向けて、スタートアップの創業後の規模の成長を後押ししていくための施策を抜本強化する。「スタートアップ育成5か年計画」において残された2年は、我が国のスタートアップ創出・育成に向けた勝負の分かれ目となる。スタートアップ、金融機関、大学等とも危機感を共有しつつ、一層の機運醸成を図る。こうした観点から、「スタートアップ育成5か年計画」を強化し、着実に実行する。

2. 非上場株式へ投資を行う私募投資信託の活性化等

【要望】
非上場株式へ投資を行う匿名組合や投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託（例えば特定投資家私募の投資信託等）について、税法上、集団投資信託とみなしたうえで、上場株式等と同様の取扱いにすることその他個人からの投資を促進する措置を講ずること

法人税法上、投資信託法に定める「証券投資信託（主として金商法第一項有価証券に投資を行うもの）」に該当しない私募投資信託については「法人課税信託」として取り扱われるため、信託段階と受益者段階で二重に課税が発生することとなる。

	課税対象者	信託自体への課税	損益認識時
集団投資信託	受益者	なし	分配金受領時
法人課税信託	受託者（信託）	あり（受託者）	発生時
（参考）受益者等課税信託	受益者	なし	発生時

⇒一般的に非上場株式等への投資は匿名組合や投資事業有限責任組合等のファンドを通じて行われるが、こうしたファンドに純資産の50%超の投資を行う私募投資信託については上述のように「法人課税信託」として取り扱われてしまう。

非上場株式へ投資を行う投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託（例えば特定投資家私募の投資信託など）については通常の公募投資信託と同様に「集団投資信託」として取り扱うべき。

【公募・私募の別による課税上の取扱い】

	公募(株式投信の場合)	私募(株式投信の場合)
収益分配時	・ 配当所得として20.315%(所得税・復興特別所得税、住民税)の源泉徴収 ・ 確定申告不要、総合課税、申告分離課税のいずれかから選択可能	・ 配当所得として20.42%(所得税・復興特別所得税のみ)の源泉徴収 ・ 原則として、<u>総合課税による確定申告が必要</u>
譲渡時	・ 「換金価額」と「取得価額」との差額を「売却損益」として認識の上、売却益について譲渡所得として20.315%(所得税・復興特別所得税、住民税)の課税 ・ 売却損について申告分離課税を選択した上場株式等のグループ内で損益通算可能 ・ また、売却損については翌年以後3年間繰越可能	・ 「換金価額」と「取得価額」との差額を「売却損益」として認識の上、売却益について譲渡所得として20.315%(所得税・復興特別所得税、住民税)の課税 ・ 売却損について申告分離課税を選択した<u>一般株式等のグループ内で損益通算可能(上場株式等との損益通算はできない)</u> ・ <u>売却損の繰越不可</u>
解約・償還時	同上	・ <u>元本相当額超過額は「収益分配時」と同様に配当所得として課税され、取得価額を超過し元本相当額に達するまでの金額は「譲渡時」と同様に譲渡所得として課税される</u>
買取時の特例	・ 金融商品取引業者等が、顧客から受益権を買取った翌営業日までに償還又は一部の解約により支払を受ける収益の分配は非課税	・ <u>非課税措置は手当されておらず、金融商品取引業者等が償還又は一部の解約により支払を受ける収益の分配に源泉税が課される</u>

⇒税法上、公募の投資信託は「上場株式等」として取り扱われ、私募の投資信託は「一般株式等」として取り扱われる。

広く個人投資家によるスタートアップ又は非上場株式への投資を促進する趣旨から、非上場株式へ投資を行う投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託(例えば特定投資家私募の投資信託など)についても上場株式等と同様の取扱いを認めるべき。

VI 市場環境の整備、金融機関の負担軽減及び投資者の利便性向上等のための税制措置

1. 特定口座等の利便性向上

【要望】

上場株式等（適格外国金融商品市場に上場する外国株式等を含む）の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には、課税を繰り延べるとともに、当該上場株式等が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること

【参考】政府税調（平成12年10月3日）「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」

組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更が無いと考えられる場合には、課税関係を継続させるのが適当と考えられる。したがって、組織再編成において、移転資産に対する支配が再編成後も継続していると認められるものについては、移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べることが考えられる。

「資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更が無い」と考えられるコーポレートアクションの例

発行体からのオファーによる債券交換

預託証券等（ADR、CDI、JDR等）と株式の交換

外国法人同士の組織再編のうち、株主の投資が継続性が担保されていることを証することができるもの

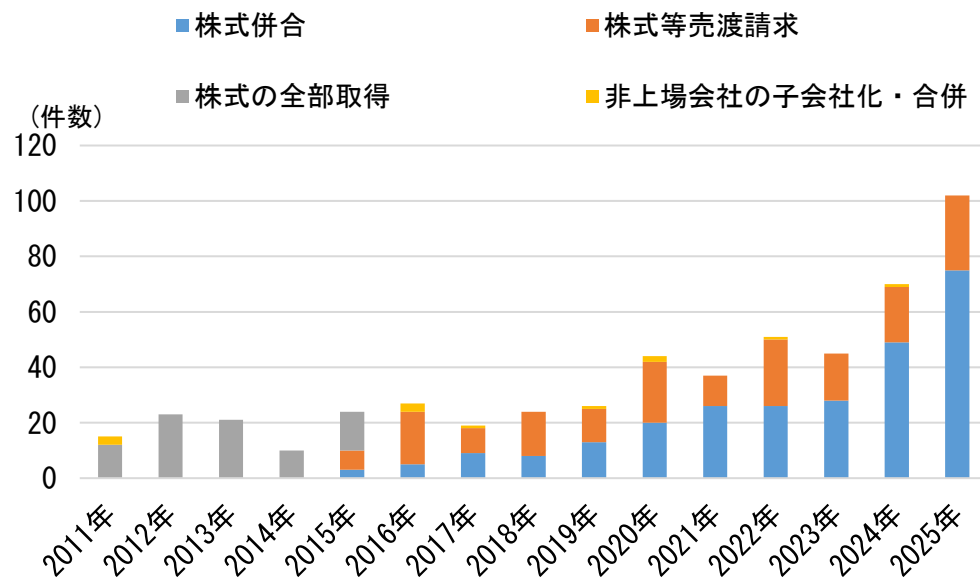
※ADR：米国預託証券、CDI：CHESS（決済機関電子登録システム）預託証券、JDR：上場信託（日本版預託証券）

【要望】

上場廃止日後に効力発生日が到来するコーポレートアクションにより少数株主等に対し交付される金銭について上場株式等の譲渡として取り扱うこと

- 上場会社が非上場化する過程においては、公開買付け等により過半数を大きく上回る株式等を買集めた後、少数株主等の同意を得ることなく残りの全ての株式等を取得するスクイーズアウトと呼ばれる方法が多く採用されている。
- スクイーズアウトの前までは上場株式等を保有していたにも関わらず、現在、スクイーズアウトによって少数株主に交付された金銭は、「一般株式等の譲渡」として取り扱われている。
- ⇒ これによって、投資者は、当該金銭について上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除を利用できない不利益が生じているため、適正化を要望する。

東証上場銘柄のスクイーズアウトによる上場廃止件数(左グラフ)と
2025年中の主なスクイーズアウト対象銘柄(右表)



(出所) 日本取引所グループ「上場廃止銘柄一覧」より日証協作成

銘柄	上場廃止理由
NTTデータグループ	株式の併合
新光電気工業	株式の併合
富士ソフト	株式の併合
イオンモール	株式の併合
テクノプロ・ホールディングス	株式の併合
NECネットエスアイ	株式の併合
ネットワンシステムズ	株式の併合
デサント	株式の併合
富士通ゼネラル	株式の併合

【要望】

発行体から通知される交付金銭等情報等の過誤や外国株式の剰余金支払後の原資変更等が判明したことにより金融商品取引業者等において税務上の是正処理を行った場合に、当該処理に伴って顧客と授受を行う金銭については、金銭授受の時点における所得又は損失とみなす取扱いとすること

- 上場会社において「みなし配当」が発生する場合、発行体は証券会社に対して、その交付金銭等に関する情報を通知することが義務付けられている。また、投資信託・投資法人の二重課税調整が必要な分配金等の支払を証券会社を経由して行う場合、投資運用会社や投資法人から証券会社に対して、その二重課税調整必要情報の提供が義務付けられている。
- 証券会社は、当該情報をもとに源泉徴収事務等を行うが、証券会社や投資者に帰責がない事由が発生した場合（これらの通知に遅延・情報訂正があった場合や外国株式の剰余金支払後に原資の変更が判明した場合等）、証券会社は源泉徴収義務等の適正履行のための訂正処理を行い、投資者によっては修正申告が発生する等、証券会社・投資者の双方に多大な負担が生じている。
※今後、後期高齢者医療保険の保険料算定にあたり申告不要の金融所得を勘案する場合、自治体は上述の訂正処理に伴い、法定調書の訂正や追加が生じるとき、保険料の再計算が必要。

⇒証券会社・投資者の負担軽減の観点から、証券会社や投資者に帰責がない事由に起因する是正処理に係る所得の適正化を要望。

効力発生日	通知日	対象	個人株主数	通知事由
2018年6月29日	2018年6月29日	P社	21,289	交付金銭等情報の掲載遅延
2018年12月21日	2018年12月14日	SG社	25,149	交付金銭等情報の訂正
2018年12月25日	2019年2月22日	E社	10,808	交付金銭等情報の掲載遅延
2019年3月28日	2019年4月2日	I社	1,540	交付金銭等情報の掲載遅延
2020年6月30日	2020年6月29日	SV社	9,365	交付金銭等情報の訂正
2020年1月以降	2020年12月14日	N社	—	二重課税調整必要情報の過誤
2020年9月7日、 2021年2月26日	2021年3月8日	GE社	19,307	交付金銭等情報の掲載遅延
2021年3月16日	2021年3月23日	C社	—	交付金銭等情報の掲載遅延
2021年9月21日	2021年11月26日	M社	—	二重課税調整必要情報の過誤
2023年6月29日	2023年8月16日	A社	1,169	交付金銭等情報の掲載遅延
2023年9月28日	2024年2月28日	GA社	—	交付金銭等情報の訂正

(注)個人株主数は、効力発生日直前に提出された有価証券報告書記載の「個人その他」の株主数

【要望】

資本の払戻しによるみなし譲渡収入について、源泉徴収選択口座における収入すべき時期を支払開始日とすること

- 配当金が資本剰余金を原資とするものであった場合、「資本の払戻し」に該当する部分は「みなし譲渡」となる。「みなし譲渡」部分については、措法通達37の10・37の11共一(6)により、収入すべき時期は「その効力を生ずる日」とされている。
- この通達を踏まえ、証券会社においては、源泉徴収選択口座で保管する株式について、「資本の払戻し」があった場合、発行体から純資産減少割合等の通知(効力発生日の2週間前までに行うこととされている。)をもとに、効力発生日(一般的に、株主総会の日又は翌営業日に設定される。)において取得価額の調整を行っている。
- この点、近年、配当に関する株主提案に伴い、株主総会の日まで、純資産減少割合等が確定しない(候補が複数ある)ため、証券会社において、効力発生日に取得価額の調整をできない事案が発生している。このため、効力発生日(株主総会の日)から確定した純資産減少割合等の通知がなされるまでの間に、当該銘柄の売買が行われた場合、証券会社では特定口座の取得価額・損益を手作業で再計算する必要があり、多大な負担が生じている。
※今後、後期高齢者医療保険の保険料算定にあたり申告不要の金融所得を勘案する場合、自治体は上述の再計算に伴い、法定調書の訂正や追加が生じるとき、保険料の再計算が必要。

【参考】特定口座に係る再計算 ※矢印のように遡及して修正が必要

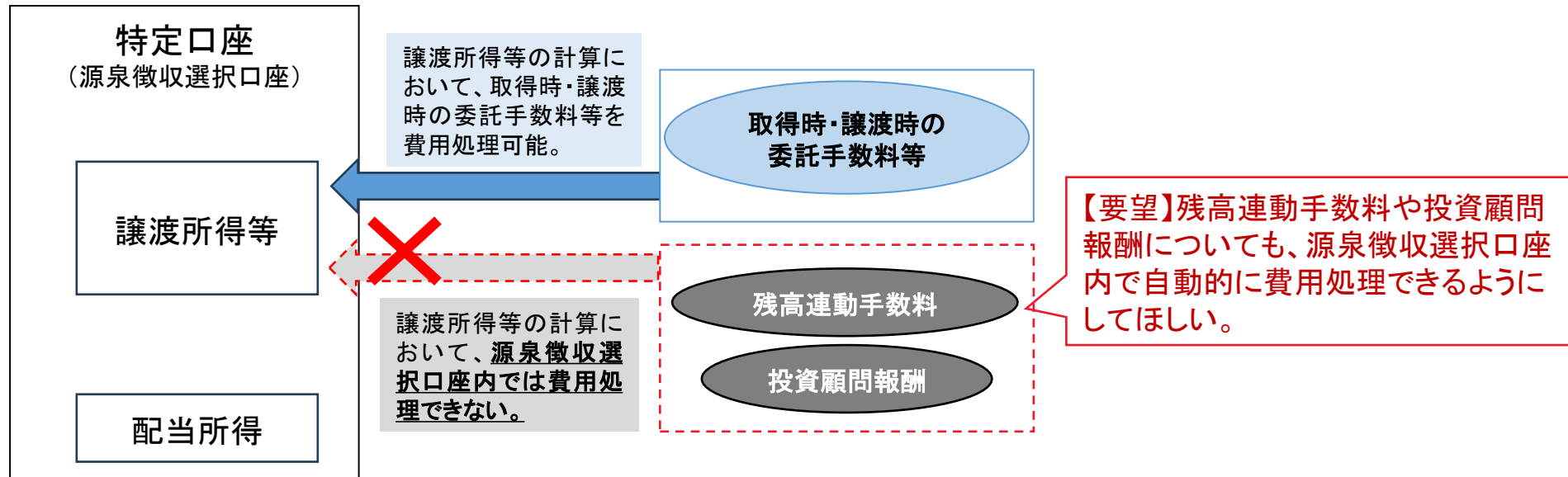
	効力発生日 (株主総会の日)	取引日	純資産減少割合等の 情報の通知日
取得価額	100円		
(調整後取得価額)			90円
譲渡価額		200円	
譲渡損益		100円	110円
源泉徴収税額(20%)		20円	22円

(注)配当に関する株主提案を受領した発行者は、会社法第 454 条に基づく株主総会の決議により支払う配当の配当金支払開始日を、株主総会の日(翌営業日)から起算して7営業日後の日以降の日とすることが求められているなか、剰余金の処分について、その他資本剰余金を原資とする会社提案及び株主提案が行われた会社において、配当金の効力発生日と支払開始日が約3週間乖離(効力発生日:3月31日、支払開始日:4月18日)する事案が発生。同社から効力発生日の2週間前に複数パターンの純資産減少割合等を通知いただいたが、配当金の効力発生日と支払開始日が同日であることを前提に、証券保管振替機構より配信されるデータに基づき、取得価額の調整を行う証券会社では、会社提案のみが可決された場合でも遡及修正が発生した。

【要望】

源泉徴収選択口座内の譲渡所得等の計算上、残高連動手数料や投資顧問契約に係る投資顧問報酬について、性格を問わず費用処理できるようにすること

【源泉徴収選択口座における計算対象の範囲】

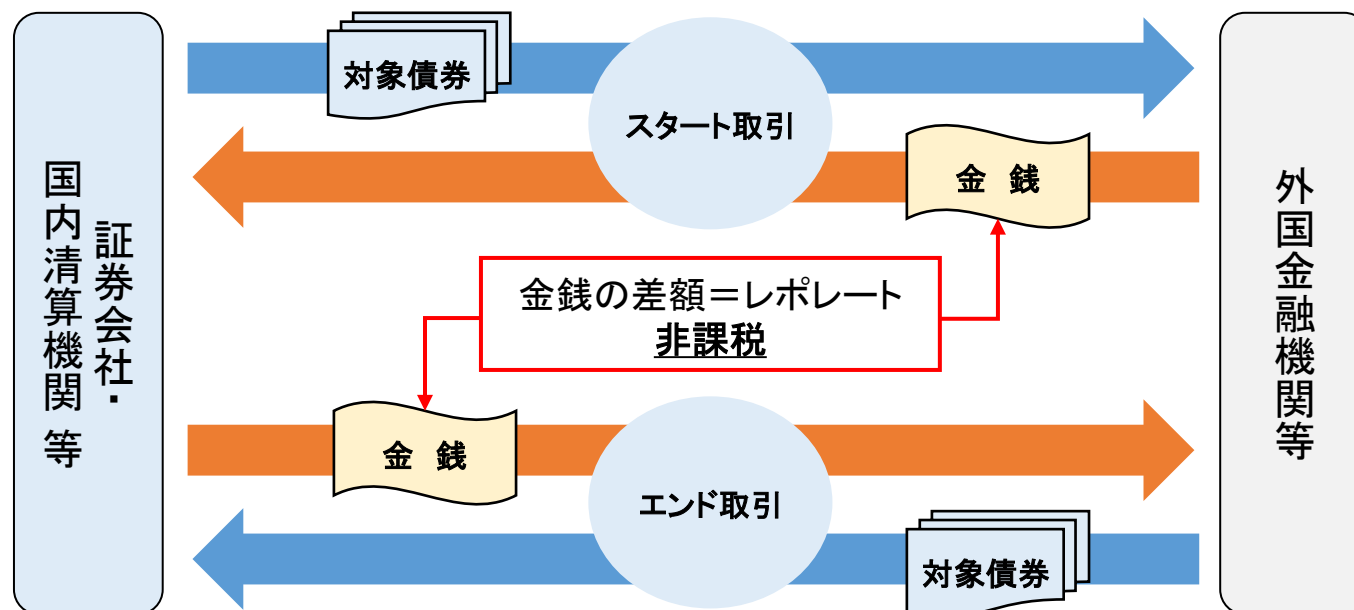


- 金融商品取引業者等においては、取引の都度、手数料を徴収する形態（都度型手数料）が主体だったところ、口座の資産残高に応じて手数料を徴収する形態（残高連動型手数料）を導入する動きが進んでいる。
- 残高連動手数料の費用処理が源泉徴収選択口座内で完結する簡素な制度が実現すれば、投資家が残高連動手数料サービスをより選択しやすくなるため、資産形成に向けたコンサルティングやアドバイスを受けやすくなり資産運用立国の実現に寄与することが期待されるほか、取引回数を気にすることなく、市況や日々のライフイベントに応じて少額から取引することが可能になる。
- また、投資顧問報酬についても、その費用処理が源泉徴収選択口座内で完結することができれば、投資未経験者・初心者が投資判断を行うための情報を取得しやすくなり、貯蓄から投資への流れを加速させる一助となることが期待される。

2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

【要望】

外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、適用期限の撤廃及び対象債券等の範囲の拡充を図ること



〔対象債券〕

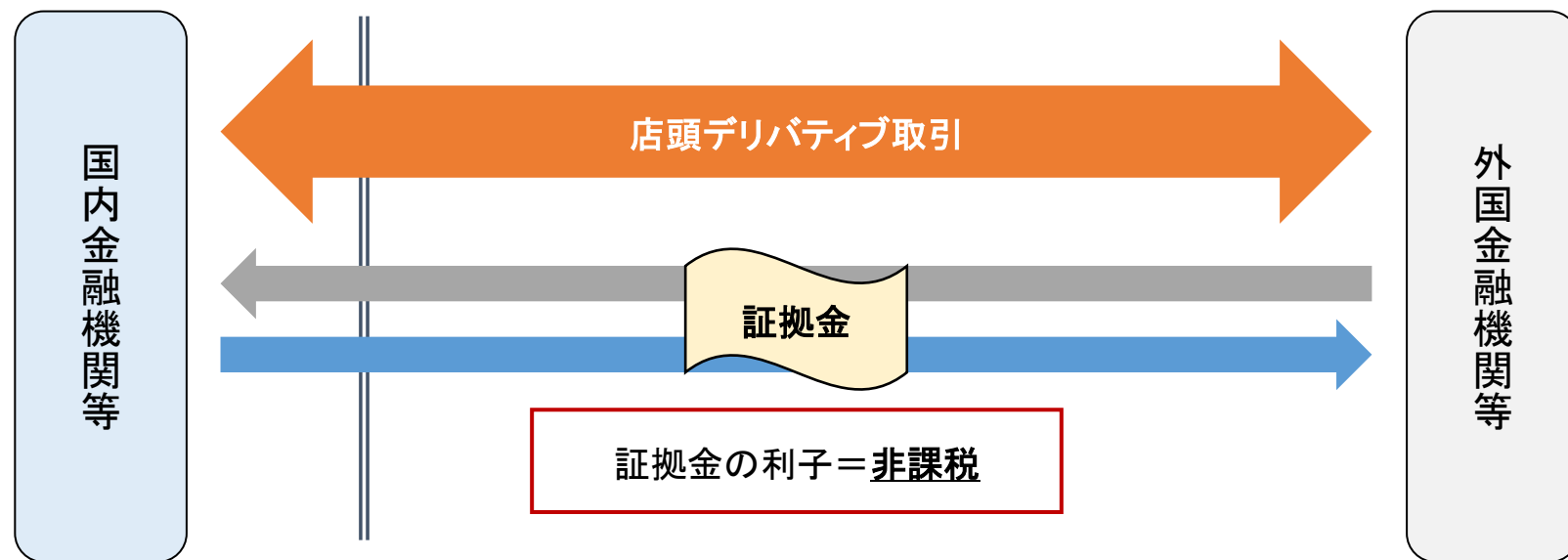
- 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替国債、振替地方債又は振替社債
- 外国又はその地方公共団体が発行・保証する債券
- 外国の政府関係法人・国際機関が発行・保証する債券
- 我が国以外のOECD加盟国の特定の金融機関が発行する債券

➡ **【期限撤廃】**2029年3月末までとされている適用期限を撤廃すること

【拡充】対象債券の範囲を一定の民間国外債まで拡大するとともに、外国金融機関等の範囲に法人格のない組合型又は信託型の外国籍ファンドを加えること

【要望】

外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の撤廃又は延長及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること



〔外国金融機関等〕外国の法令に準拠して当該国において銀行業、金融商品取引業又は保険業を営む外国法人
(租税特別措置法第42条第4項第1号)

➡ **【期限撤廃】** 2027年3月末までとされている適用期限を撤廃すること

【拡充】 外国金融機関等の範囲に、租税特別措置法第42条の2第3項に規定する外国金融機関等以外の外国法人を加えること

【要望】

外国金融機関等が特定金融機関等との間で行う債券現先取引等(レポ取引)に係る利子の非課税適用申告書に関する異動申告書の提出期限を撤廃又は緩和すること

- 外国金融機関等が特定金融機関等との間で行う債券現先取引等(レポ取引)に係る利子について、特定利子(措法42条の2⑥。以下同じ。)の支払をする特定金融機関等を経由して、当該特定金融機関等の当該特定利子に係る納税地の所轄税務署長に申告書(非課税適用申告書、異動申告書、更新申告書)を提出することにより非課税となる。
 - 上記申告書のうち、異動申告書の提出期限については、「非課税適用申告書等に記載した名称又は本店等の所在地等の変更日以後最初に特定利子の支払を受ける日の前日まで」とする旨が規定(措法42条の2⑪)されているところ、「名称又は本店等の所在地等の変更日」と「利子の支払日(取引のエンド日)」次第で、各関係者が遅滞なく手続きを実施しても提出期限に間に合わない可能性がある。
 - 特に、異動申告書を提出する際に提示が必要な本人確認書類について、公証人の認証付きのSecretary's Certificateや各国当局が発行する居住者証明等を利用することが一般的であるが、当該書類は「名称又は本店等の所在地等の変更日」以降に発行が可能となるものが大半であり、また、取得までの所要期間も各国の制度等によって異なることから、各関係者が遅滞なく手続きを行っても制度上の限界がある。
- ⇒異動申告書の提出に必要な書類(特に本人確認書類)の各国における発行可能タイミング・取得までの所要期間を考慮し、**異動申告書の提出期限を撤廃又は緩和すべき。**

	提出書類	提出期限	備考
1	非課税適用申告書	最初に特定利子の支払を受ける日の前日まで	提出の際、 本人確認書類 を提示する必要あり
2	異動申告書	「非課税適用申告書」又は「更新申告書」の提出後に名称又は本店等の所在地等の変更をした場合、その 変更日以後最初に特定利子の支払を受ける日の前日まで	
3	更新申告書	「非課税適用申告書」、「異動申告書」又は「更新申告書」を提出した日のいずれか遅い日の翌日から5年(特定外国法人の場合は2年)を経過した場合、その経過した日以後最初に特定利子の支払を受ける日の前日まで	

【要望】

OECDの新国際課税ルール及び関連する国内法の整備にあたっては実務に与える影響に配慮したものとすること

【令和8年度与党税制改正大綱(抜萃)】

「2本の柱」の解決策のうち「第1の柱」については、市場国への新たな課税権の配分等に関する多数国間条約の早期署名に向けて、引き続き国際的な議論に積極的に貢献することが重要である。今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。

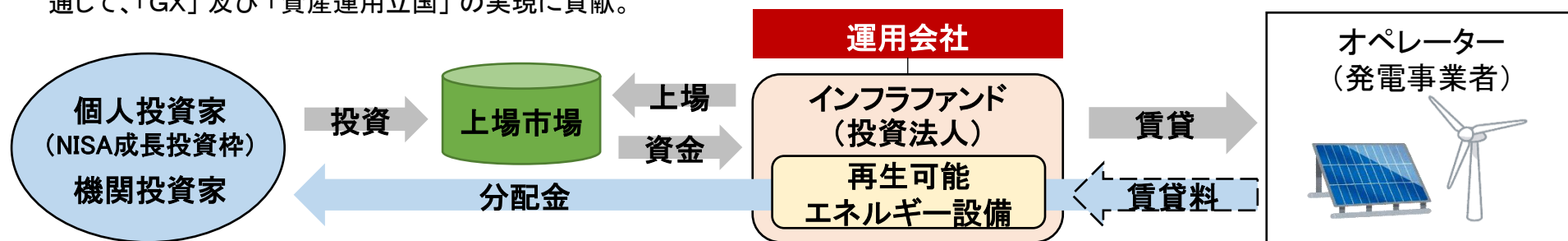
3. 投資信託・投資法人制度等の拡充

【要望】

再生可能エネルギーの最大限導入・長期安定電源化に向けて、上場インフラファンドの利活用を促進するため、上場インフラファンドに係るペイスルー課税特例について、以下の措置を講ずること

- ・上場インフラファンドの導管性要件について、再生可能エネルギー発電設備の取得に係る期限を撤廃すること
- ・上場インフラファンドが再生可能エネルギー発電設備を取得した場合における導管性の付与について、設備の貸付日から20年間としている期間を恒久化又は延長すること
- ・上場インフラファンドの導管性要件について、匿名組合出資を通じて再生可能エネルギー発電設備に投資する場合における賃貸要件を不要とすること
- ・ペイスルー課税特例の対象資産に系統用蓄電池を含めること

- ・ 2015年4月「上場インフラファンド市場」開設、2016年6月に第1号案件が上場。現在5銘柄が上場し、資産規模は2,571億円、時価総額は742億円まで成長。投資主数も個人投資家を中心に約6万人まで拡大。（2026年8月末現在）
- ・ 再生可能エネルギーの最大限導入に向けて必要となる資金の供給や、サステナブル投資機会とその収益を幅広く国民へ提供・還元することを通じて、「GX」及び「資産運用立国」の実現に貢献。



- 導管性の付与に関し、設備の取得期限(2031年3月31日まで)があり、また、導管性の付与期間が20年間とされているため、導管性の適用継続を前提とした上場インフラファンドの活用や、長期安定的な運用を見据えた設備取得・追加投資が阻害されている。
 - 賃貸要件により、設備取得時にスキーム変更を要するため、風力等の大規模案件への共同投資や既設設備の取得が阻害されている。
 - 現在、再生可能エネルギー発電設備のみが対象だが、電力の安定供給等に資する系統用蓄電池への社会的ニーズ・投資ニーズも高まっている。
- ⇒ 再生可能エネルギーの最大限導入・長期安定電源化に向けて、上場インフラファンドに係るペイスルー課税特例の抜本的改善・恒久化等が必要。

【要望】

投資信託等(証券投資信託・ETF・JDR・REIT等)に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと

分配金等(外国税額除く)



分配金等(外国税額除く)

外国税額

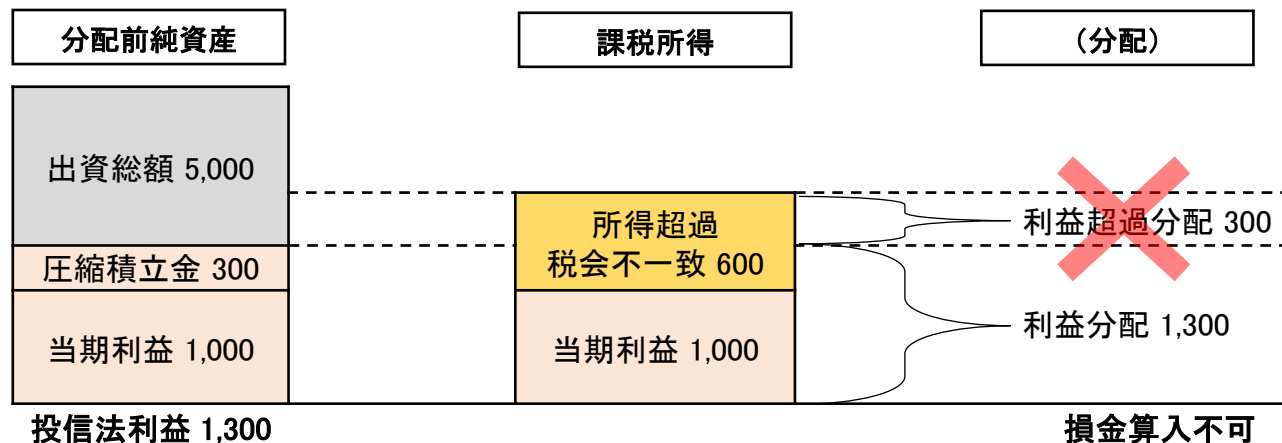
国税では外国税額を課税標準額に加算したうえで税額計算を行い、二重課税分を控除する

地方税の課税標準額は国税に準じるが、地方税については外国税額控除制度が存在しないため、国税から控除しきれない外国税額がある場合には当該額のみだけ投資家の負担が増してしまう

【要望】

投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱いに係る改正を行うこと

- 任意積立金を残したまま利益超過分配を行うことはできないため導管性要件を充足できず二重課税が発生するおそれがある。
- これを回避するためには圧縮積立金を全額取り崩す必要があるが、当該期の分配金に与える影響は大きく、**特に買換特例圧縮積立金の場合には対象資産を売却しなければならないため二重課税の解消が事実上困難な状況。**



【要望】
不動産取得税における土地の課税標準の軽減措置並びに住宅及び土地に関する税率の軽減措置を延長すること

【不動産取得税に係る軽減措置の概要】

	課税標準	税率
本則	当該土地の価格	4%
特例	当該土地の価格の1／2の額	3%



依然として低水準にある不動産取引の活性化を図る趣旨から、2027年3月末までの適用期限を延長すべき。

【要望】
固定資産税及び都市計画税の負担調整措置及び条例減額制度を延長すること

【負担調整措置の概要】

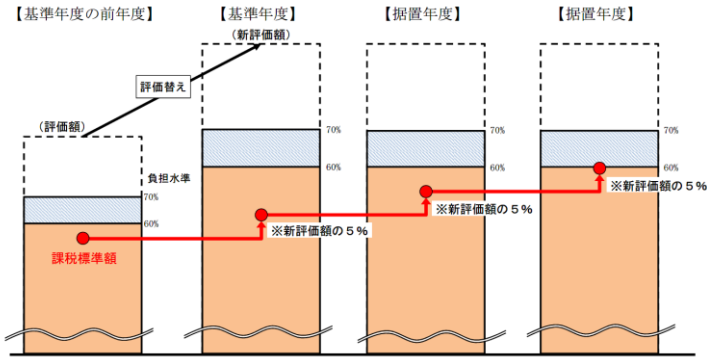
商業地等及び住宅用地について、負担水準(=前年度の課税標準額÷基準年度の評価額)を基に基準年度の課税標準額を決定し、評価替えによる価格の上昇に伴う税負担の激変を緩和する。

【条例減額制度の概要】

- 商業地等について、上記負担調整措置による課税標準額の70%までの一律引き下げ措置を、条例により60%～70%の範囲で引き下げ可能とする。
- 商業地等及び住宅用地に係る固定資産税等について、前年度税額に1.1以上で条例で定める割合を乗じた額を超える場合、当該超える額の相当額を減額可能とする。

【負担調整措置の概要とイメージ(商業地等の例)】

負担水準	基準年度課税標準額
70%超	基準年度の価格の70%
60%以上70%以下	前年度の課税標準額と同額
60%未満	前年度の課税標準額＋基準年度の価格の5%



不動産保有コストの上昇を回避し経済の活性化を図る趣旨から、2027年3月末までの適用期限を延長すべき。

【要望】

- ・投資法人等が規約等に従い特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を延長すること
- ・投資法人等が取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を延長すること

	不動産取得税	登録免許税 (所有権の移転)
通常	—	1,000分の20
投資法人等	課税標準額を2/5に軽減	1,000分の13

 2027年3月末までとされている適用期限を延長すること

【要望】

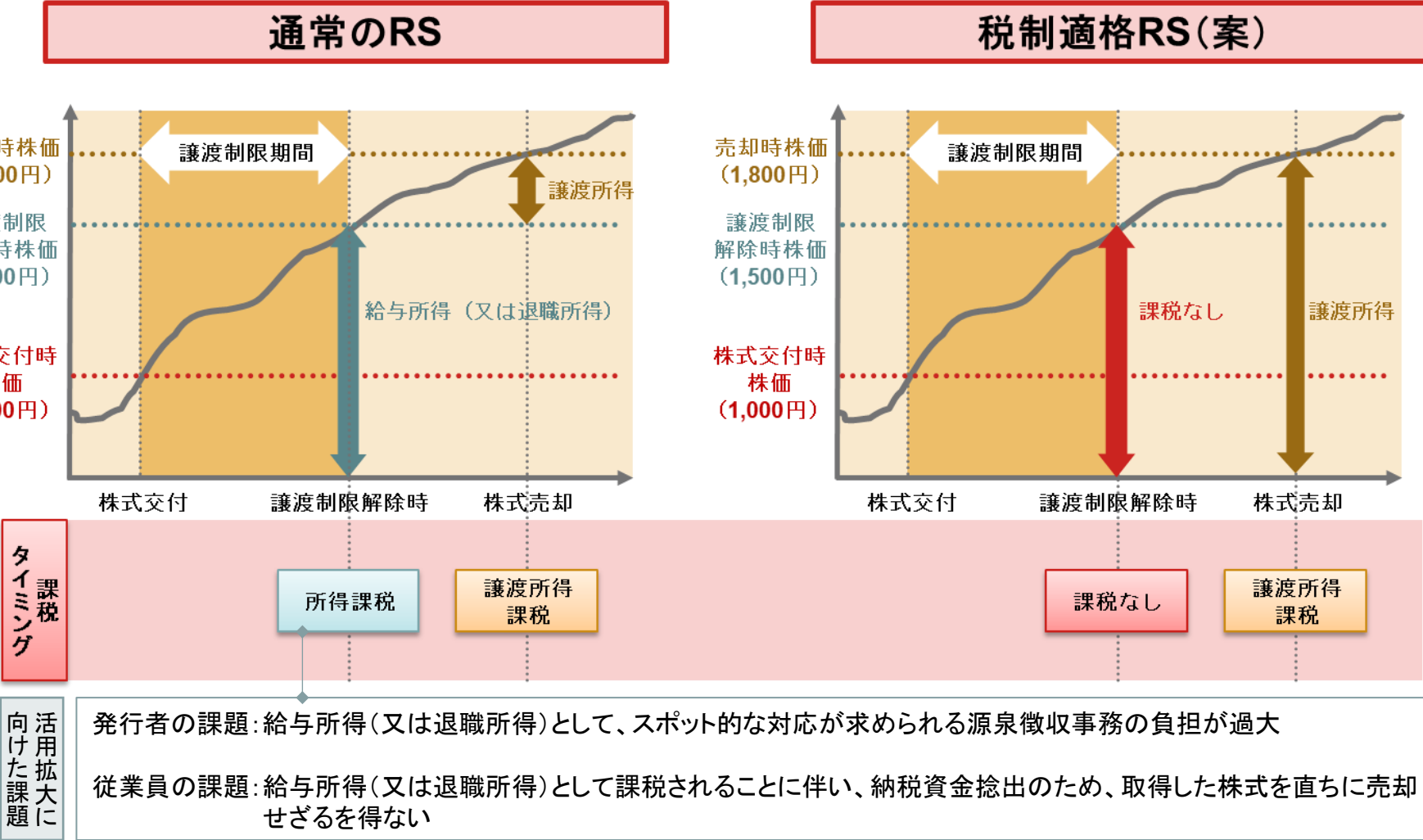
セキュリティトークン化匿名組合出資持分の課税区分を見直すこと

	現状	要望
分配金の課税	総合雑所得	分離雑所得
	損益通算可	損益通算可
譲渡所得の課税	総合譲渡所得	分離雑所得

 投資家保護及び他の金融商品との課税上の整合性にも留意しつつ課税区分を見直すこと

4. 税制適格譲渡制限付株式制度等の創設

【要望】
従業員等へのインセンティブ報酬制度の活用拡大に向け、一定の要件を満たす譲渡制限付株式(RS)、譲渡制限株式ユニット(RSU)及びパフォーマンス・シェア・ユニット(PSU)については、課税時期を譲渡制限解除時又は権利確定時ではなく売却時まで繰り延べるとともに譲渡所得課税とする制度を創設すること



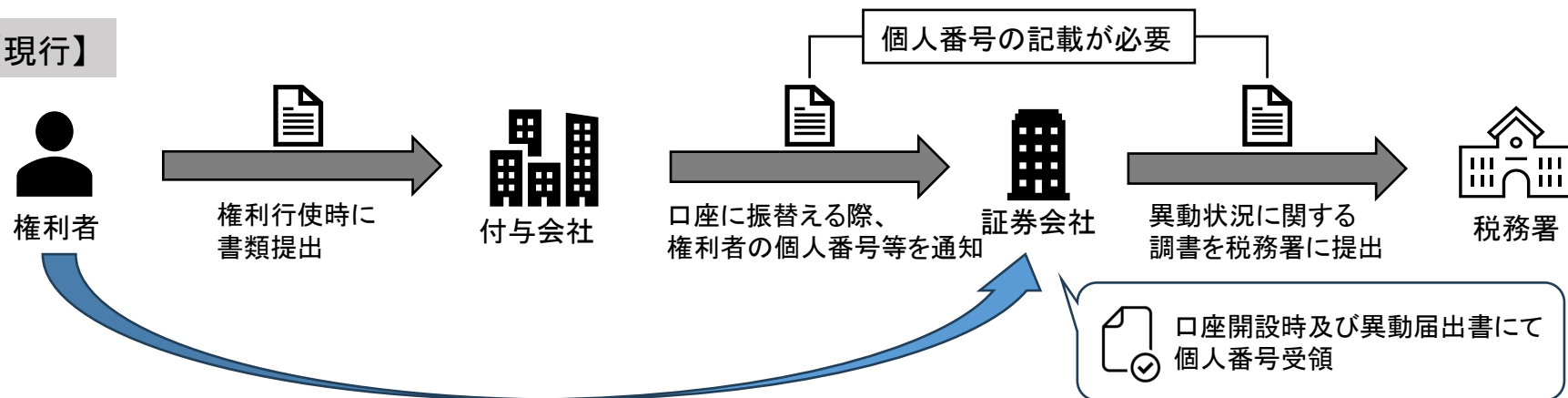
5. 事務手続の簡素化及び効率化

【要望】

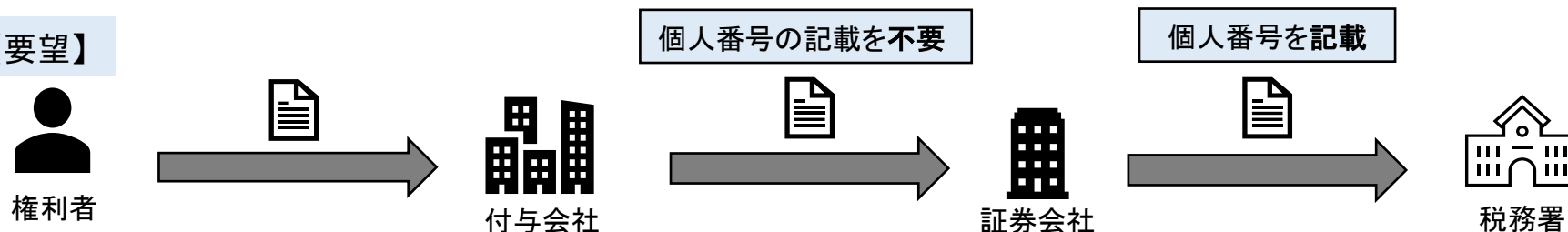
税制適格ストックオプション行使時の個人番号の通知の廃止又はみなし告知制度を導入すること

- 税制適格ストックオプションを行使する際には、権利者が付与会社へ個人番号を提出し、付与会社は、行使に伴い振替又は交付の対象となる株式を受け入れる金融商品取引業者等に対して、当該権利者の個人番号を通知することとされている。
- 金融商品取引業者等は、顧客が有価証券の保護預り口座を開設する際に個人番号の届出を求めており、約款等において、届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく異動届出書を提出することを顧客との間で約しているため、ストックオプションの権利行使時に、付与会社から金融商品取引業者等へと個人番号を伝達する必要性は高くないと考えられる。
- 個人番号の授受が複数回発生することにより情報漏洩のリスクが増大するおそれがあるほか、厳格な管理及び取扱いが求められる個人番号の提出を付与会社を求めることは、過度な事務負担となっている。

【現行】



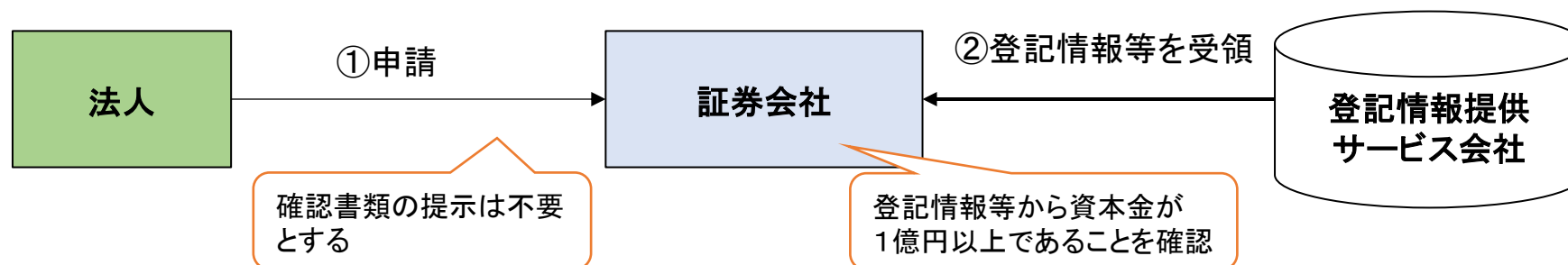
【要望】



【要望】

税務手続の更なるデジタル化を推進すること

- 資本金1億円以上の内国法人の利子等の源泉徴収不適用制度の申請を行う場合は、申請書と資本金が確認できる書類(貸借対照表や登記簿謄本等)の提出が必要となるが、当該確認書類につき金融機関の登記情報提供サービスに規定する指定法人から送信を受けた登記情報等による確認による方法を認め、電子的に申請が行えるようにすること。



6. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

【要望】

上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間(現行3年間)を延長すること

	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年
年間譲渡損益	▲500万円	なし	なし	なし	300万円	▲100万円
前年からの繰越譲渡損失	なし	▲500万円 (1年目)	▲500万円 (2年目)	▲500万円 (3年目)	0円	0円
翌年への繰越譲渡損失	▲500万円	▲500万円	▲500万円	0円	0円	▲100万円
相殺後の課税対象譲渡所得	0円	0円	0円	0円	300万円	0円

【現行制度】

2026年分の500万円の譲渡損失は確定申告により翌年以降3年間(2029年まで)の繰越が可能

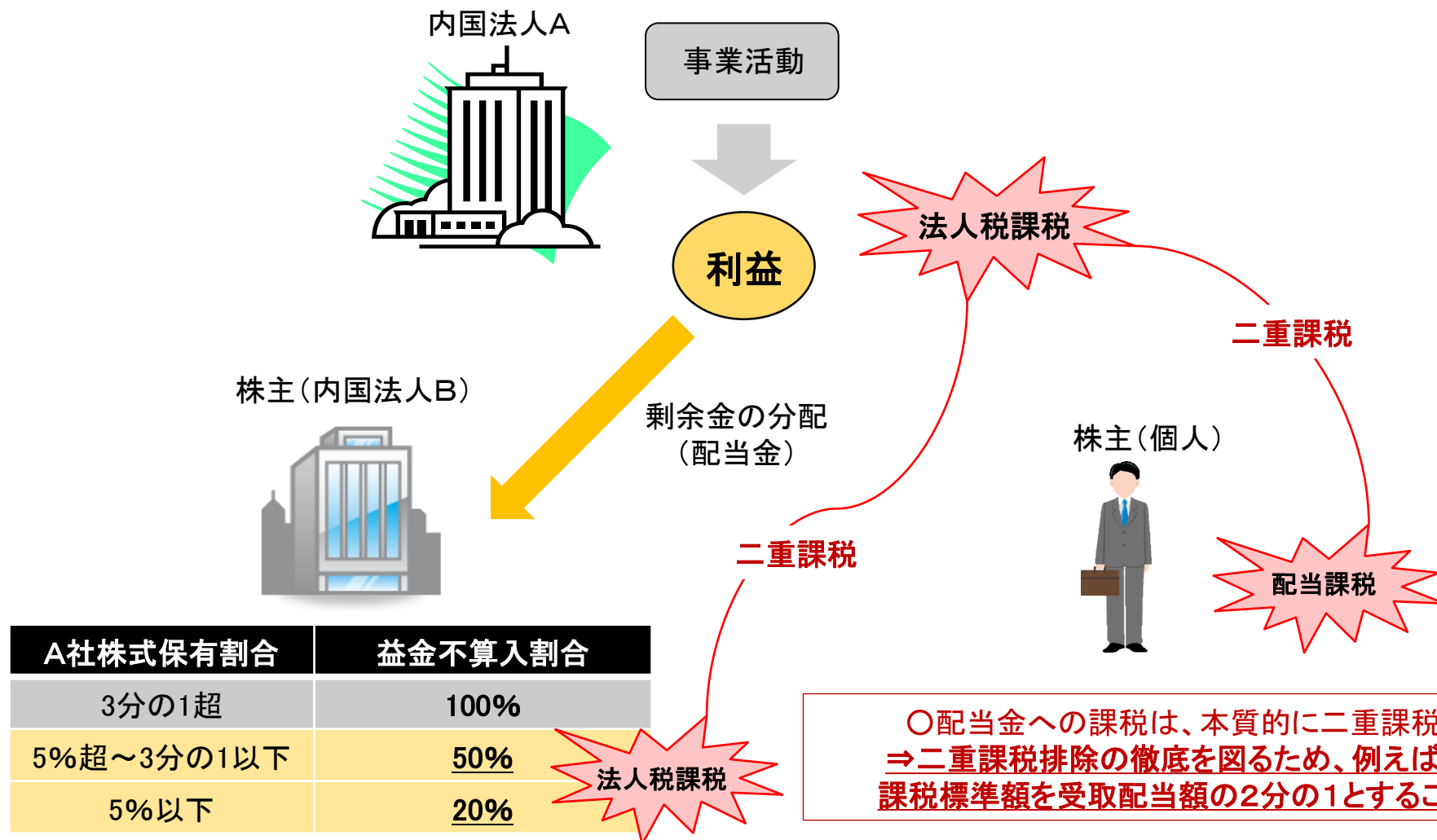
【問題点】

上図のように500万円の譲渡損失が生じた翌年以後3年間に利益がなく、4年目(2030年)に生じた300万円の利益に対して損失の繰越控除ができない

7. 配当の二重課税の排除

【要望】

配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること



Ⅶ サステナブルファイナンス推進のための税制措置

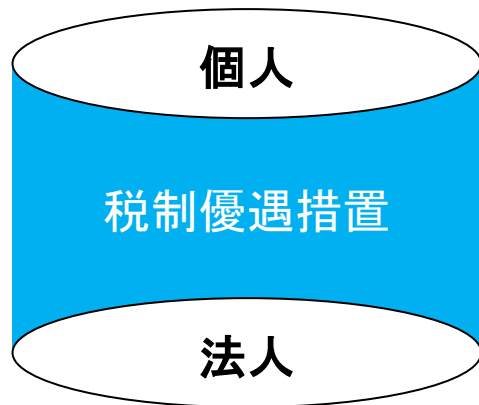
【要望】

社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人については所得税・住民税、法人については法人税において、特別な控除を可能とすること）

【例（債券の場合）】

【要望】

例えば、年末時点で保有している対象債券について
その残高額の1%を所得控除として与える



資金

一定の要件を満たす
グリーンボンド・ソーシャルボンド等※

（注）一定の要件（税制適格債券の基準）とは、例えば、政府関係機関が発行する資金使途が一定の社会的責任投資に限定されている債券や、地方公共団体及び事業会社が、環境省や国際資本市場協会（ICMA）が公表しているグリーンボンド原則等に沿って発行する公募債等が考えられる。なお、税制適格債券に係るものとして、調達資金の使途等に関し政府又は第三者機関による認証を得られること等が考えられる。